

多気地域統合小学校整備事業

要求水準書（案）

令和8年5月

多 気 町

目次

第1章 総則	1
第1節 本事業の目的	1
第2節 本事業で整備する施設の整備コンセプト	3
1. 施設整備コンセプト	3
2. 施設整備イメージ	4
第3節 本事業の概要	6
1. 事業の対象となる施設	6
2. 事業方式	6
3. 事業の対象範囲	6
4. セルフモニタリングの実施	8
5. 事業スケジュール（予定）	8
第4節 用語の定義	9
第5節 遵守すべき法制度等	9
第6節 諸条件	13
1. 立地条件	13
2. 敷地条件	14
3. 運用開始期限	14
4. 想定学級数及び児童等の人数	14
第2章 設計関連業務に関する要求水準	15
第1節 設計関連業務における基本的な考え方	15
1. 建築計画の考え方	15
2. 周辺環境・地球環境への配慮	22
3. 構造計画の考え方	23
4. 設備計画の考え方	24
5. 周辺インフラとの接続	30
6. 防災計画の考え方	31
第2節 設計関連業務対象施設に係る要求水準	33
第3節 設計関連業務遂行に係る要求水準	56
1. 業務の対象範囲	56
2. 業務期間	57
3. 設計体制と主任技術者の設置・進捗管理	57

4. 設計業務計画書及び設計業務完了届の提出.....	57
5. 基本設計及び実施設計に係る書類の提出	58
6. 設計関連業務に係る留意事項	59
7. 設計変更について	59
第3章 施工関連業務及び工事監理関連業務に関する要求水準.....	60
第1節 業務の対象範囲	60
第2節 業務期間	60
1. 業務期間	60
2. 業務期間の変更	60
第3節 業務の内容.....	61
1. 基本的な考え方	61
2. 工事計画策定に当たり留意すべき項目	61
3. 実施体制	62
4. 着工前業務	63
5. 施工期間中業務	65
6. 完成時業務	68

添付資料

資料1	用語の定義
資料2	事業用地位置図
資料3	事業用地現況測量図
資料4	事業用地接続道路現況図
資料5	事業用地地盤調査資料（後日公表）
資料6	事業用地設備インフラ現況図
資料7	土地利用計画図（後日公表）
資料8	想定児童数及びクラス数
資料9	遊具エリアに設置する遊具リスト（後日公表）
資料10	必要諸室リスト及び電気・機械要求性能表（後日公表）
資料11	施工関連業務に含む什器・備品等リスト（後日公表）
資料12	事業用地雨水排水計画（後日公表）
資料13	要求水準書との整合性の確認結果報告書（チェックリスト）例
資料14	建設工事費コスト増減整理の方法
資料15	外周道路整備計画図（後日公表）

第1章 総則

多気地域統合小学校整備事業要求水準書（以下「本要求水準書」という。）は、多気町（以下「本町」という。）が統合小学校整備事業（以下「本事業」という。）の実施に当たって、本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）に要求する設計関連業務、施工関連業務及び工事監理関連業務に関するサービス水準を示すものである。

なお、事業者の創意工夫、アイデア、ノウハウ、技術力等を最大限に生かすため、本事業の目標を達成する具体的な方法・手段等は、事業者の発想に委ねることとする。よって、事業者の提案内容における水準が本要求水準書に示された水準を上回るときは、当該提案内容における水準を「本事業の要求水準」として優先的に適用する（提案内容の履行は事業者の義務となる）。

また、本町は事業者が行う設計関連業務、施工関連業務及び工事監理関連業務についてモニタリングを行う。その際、「要求水準」の内容をモニタリング時の基準として用いる。事業者は、設計関連業務、施工関連業務及び工事監理関連業務について、本町のモニタリングに先立ってセルフモニタリングを行い、実施報告書（本事業の要求水準の全ての内容をリスト化し、セルフモニタリングの実施状況や本事業の要求水準の達成合否について分析・評価したもの）を本町に報告するものとする。

第1節 本事業の目的

本町は、三重県のほぼ中央、伊勢平野の南端部に位置し、松阪市に近接している。町の北部には櫛田川の流れた肥沃な農地が形成され、稲作や畑作が盛んである。対して南部は緑豊かな山間部で、里山の自然景観が残っている。また、伊勢自動車道や紀勢自動車道のインターチェンジ、JR 紀勢本線「多気駅」を備え、松阪市や伊勢市へのアクセスが良好であり、生活利便性の高いまちである。

令和7年3月に策定した「第3期多気町総合戦略（以下「総合戦略」という。）」では、将来像を「つながる力ふれあう心共につくる“ええまち”多気町」とし、本町で育まれた多気力を活かし、人口減少の歯止めと地域経済の活性化に取り組んでいる。また、総合戦略では7つの基本理念を掲げており、本町の豊かな自然や、伊勢いも、柿などの豊富な食材、高校生レストランを生み出した若者の夢を実現する土壌を活かしたまちづくりに尽力している。

多気地域の小学校統合については、令和5年6月に策定した「多気地域小学校統合にあたっての基本的方針（以下「基本的方針」という。）」に基づき統合小学校整備を行うこととしている。基本的方針では、統合対象校を多気地域すべての小学校（津田、相可、佐奈、外城田）とし、教育機会の均等を図るために学校統合することとしている。

こうした背景から、令和 7 年 3 月に策定した「多気地域統合小学校建設 基本構想・基本計画（以下「基本構想・基本計画」という）」は、令和 13 年度の供用開始を目指す新たな統合小学校を整備するにあたり、その理念や施設整備のコンセプト、必要な諸室やスペースといった施設整備に関わる基本的な事項、方針等を示し、今後の設計の指針となる基本的な考え方、方向性を定めた。

本事業は、基本方針、基本構想及び基本計画を踏まえ、その内容を効果的かつ効率的に実現し、将来を担う子どもたちの教育環境の充実を図り、町にとっても魅力ある施設を整備することを目的とする。

また、設計・施工・工事監理業務を一括発注する本事業の特性を十分に踏まえ、より効率的・効果的な施設整備を実現するため、各業務を行う企業は相互に協力して業務を遂行することとする。

第2節 本事業で整備する施設の整備コンセプト

1. 施設整備コンセプト

本事業で整備する施設の整備コンセプトは「多気地域統合小学校建設 基本計画（令和7年3月）」を基に、児童や教職員、そこに集う人々にとって、「明日また行きたい」と思える学校・生き生きと輝く学校をめざし、以下の5つとする。5つの施設整備コンセプトに沿った、事業者の創意工夫ある提案を期待する。

- 1) **個別最適な学びと協働的な学びを実現する学習環境の整備**
 - ア 主体的・対話的で深い学びを可能とし、多様な学習形態に柔軟に対応できる空間
 - イ ICT 等の新たな学びの環境、一人ひとりの習熟度に合わせて最適化された学習環境
- 2) **健やかな学習・生活空間の実現**
 - ア 児童の笑顔と元気があふれ、心身ともに健康的に過ごせる生活空間
 - イ 多気町の豊かな自然を五感で感じられる学習空間
- 3) **地域や社会と連携・協働できる、共創空間の実現**
 - ア 地域コミュニティと児童、教職員が連携・協働する交流拠点
 - イ 地域住民から親しまれ、地域全体で児童を育てる環境
 - ウ 施設開放時の利便性、児童の安全性を両立する、地域の活動拠点
- 4) **安全・安心な施設の整備**
 - ア 児童が安全・快適に過ごせる環境
 - イ インクルーシブデザインの導入により、さまざまな立場や特性を持つ人が使いやすく、過ごしやすい環境
 - ウ 頻発化・激甚化する自然災害に強く、地域住民にとっても安全・安心な拠点施設
- 5) **脱炭素社会の実現に貢献する持続可能な学習環境の整備**
 - ア 環境教育の場として、環境配慮技術の効果が感じられる施設
 - イ 学びの変化や児童数の増減等にフレキシブルに対応できる、長く使いやすい施設
 - ウ 再生可能エネルギーや省エネルギー技術を積極的に導入した施設

2. 施設整備イメージ

施設整備コンセプトに基づき、本町が期待する各スペースの利用形態を以下のとおり例示する。以下の施設利用形態、内部空間及び外部空間のイメージ（例）を参考に、施設計画を検討すること。

※あくまで一般的な例示であり、以下のイメージ（例）を上回る創意工夫のある提案を期待する。

1) 施設の利用形態のイメージ（例）



図 1 施設利用形態イメージ図

2) 内部空間のイメージ (例)



図 2 内部空間の活用イメージ図

3) 施設の外部空間のイメージ (例)



図 3 外部空間の活用イメージ図

第3節 本事業の概要

1. 事業の対象となる施設

本事業の対象は、以下の①から⑤までに掲げるものとする（以下、これらを総称して「本施設」という。）。

- ① 校舎棟
- ② 屋内運動場
- ③ 屋外施設（大屋根（大庇）、日除け屋根（グラウンド）、東屋等）
- ④ グラウンド等
- ⑤ 外構（校門、植栽、駐車場・駐輪場、フェンス、外周道路等）

2. 事業方式

本事業は、本町が事業者と締結する設計・施工請負契約に従い、事業者が、本施設に係る設計関連業務、施工関連業務及び工事監理関連業務を一括で行う方式（DB：Design Build）により実施する。

3. 事業の対象範囲

本事業の対象範囲は、次のとおりとする。

(1) 設計関連業務

- ① 事前調査業務（必要に応じて現況測量、地盤調査、土壌調査及び振動測定等）
- ② 設計業務
- ③ 近隣対応業務
- ④ 電波障害調査業務
- ⑤ 本事業に伴う各種申請等の業務
- ⑥ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(2) 施工関連業務

- ① 施工業務
- ② 什器・備品等の調達及び設置業務（施工業務と一体的に実施するもの）
- ③ 近隣対応・対策業務（周辺家屋影響調査を含む）
- ④ 電波障害対策業務
- ⑤ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(3) 工事監理関連業務

- ① 工事監理業務
- ② その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

4. セルフモニタリングの実施

- ア 事業者は、本事業の要求水準（要求水準書及び事業者の提案内容）の遵守を目的として、事業者自らセルフモニタリングを実施すること。
- イ 事業者は、各業務に係る「セルフモニタリング実施計画書」を作成し、本事業の開始時に本町へ提出する。同計画書には、本事業の要求水準に対応した全ての内容をリスト化し、本事業の要求水準の達成合否を判定できる手法を記載すること。
- ウ セルフモニタリングは事業期間を通じて常に実施し、セルフモニタリングの実施状況の報告は、基本設計完了時、実施設計完了時、竣工引渡し時、工事監理関連業務終了時及び本町の要請がある時において、本町に「セルフモニタリング実施報告書」として提出すること。
- エ セルフモニタリング実施報告書には、実施状況や本事業の要求水準の達成合否について分析・評価を記載すること。ただし、セルフモニタリングにより本事業の要求水準の未達を把握した場合は直ちに本町に報告し、協議を行うとともに、当該事業の内容や影響、対応状況、改善方策についてセルフモニタリング実施報告書に記載すること。事業者は、セルフモニタリング実施報告書に「要求水準書との整合性の確認結果報告書（チェックリスト）」及び「事業提案書との整合性の確認結果報告書（チェックリスト）」を添付すること。なお、チェックリストは以下の点に留意すること。
 - ・要求水準書及び事業提案書の全ての内容をリスト化（項目化）すること。
 - ・全ての項目について一項目ごとに整合性（合致しているか否か）の判断結果を記載すること。
 - ・全ての項目について一項目ごとに整合性の判断の根拠が確認できる書類（図面等を含む）の名称、当該書類内の記載箇所及び具体的な記載内容、実践内容等を記入すること。

5. 事業スケジュール（予定）

事業スケジュールは、下記のとおりとする。

設計・施工請負契約の契約期間	契約締結日～令和13年3月31日
事業期間	契約締結日～令和13年3月31日
設計・施工期間	契約締結日～令和12年9月30日
開校準備期間（完成見学会、学校使用説明会含む）	令和12年10月1日～令和13年3月31日
運用開始日	令和13年4月1日

第4節 用語の定義

本要求水準書中において使用する用語の定義は、本文中において特に明示されたものを除き、「資料1 用語の定義」において示すとおりとする。

第5節 遵守すべき法制度等

本事業の実施に当たっては、地方自治法のほか、以下に掲げる関連法令（当該法律の施行令及び施行規則等の政令、省令等を含む。）・条例等を遵守するとともに、関連する要綱・基準（最新版）等、参考資料についても、適宜参照すること。

なお、以下に記載のない法令等（関連する政令、条例、要綱・基準等を含む。）についても、事業者の責任において調査を行い適宜参照すること。また、事業者が各関係法令等や各種許認可等に関する行政窓口等と協議を行い、当該協議による指導等への対応を行うことは、本事業の対象範囲内（入札価格に含む）である。

【法令・条例等】

- 1) 建築基準法、都市計画法、道路法、駐車場法
- 2) 消防法
- 3) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- 4) 学校教育法、学校保健安全法、学校図書館法
- 5) 文化財保護法
- 6) 水道法、下水道法、水質汚濁防止法
- 7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大気汚染防止法、悪臭防止法
- 8) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- 9) 地球温暖化対策の推進に関する法律
- 10) エネルギーの使用の合理化に関する法律
- 11) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- 12) 電気事業法、電気工事士法、電気通信事業法
- 13) 騒音規制法、振動規制法
- 14) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- 15) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
- 16) 屋外広告物法
- 17) 警備業法、労働安全衛生法その他各種のビル管理関係法律
- 18) 建設業法その他各種の建築関係資格法律及び労働関係法律
- 19) 条例等
 - ア 三重県建築基準条例
 - イ 三重県環境基本条例

- ウ 三重県生活環境の保全に関する条例
 - エ 三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例
 - オ 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例
 - カ 三重県建築基準法施行細則
 - キ 三重県景観づくり条例
 - ク 多気町風致地区内における建築等の規制に関する条例
 - ケ 多気町公共下水道条例
 - コ 多気町特定用途制限地域における建築物等の用途の制限に関する条例
 - サ 多気町暴力団排除条例
 - シ 多気町環境保全条例
 - ス 多気町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
 - セ 多気町公共水道給水条例
- 20) その他関連法令、条例等

【要綱・基準等】

- 1) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
- 2) 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編、機械設備工事編）
- 3) 公共建築工事積算基準
- 4) 建築工事標準詳細図
- 5) 建築設備耐震設計・施工指針
- 6) 建築設備設計基準
- 7) 建築設備計画基準
- 8) 官庁施設の基本的性能基準及び同解説
- 9) 建築構造設計基準及び同基準の資料
- 10) 建築設計基準及び同解説
- 11) 建築構造設計基準及び同解説
- 12) 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- 13) 建築工事監理指針、電気設備工事監理指針、機械設備工事監理指針
- 14) 建築工事安全施工技術指針
- 15) 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）
- 16) 建設副産物適正処理推進要綱
- 17) 小学校設置基準及び小学校施設整備指針
- 18) 学校図書館施設基準
- 19) 学校環境衛生基準
- 20) ヒートアイランド現象緩和のための建築設計ガイドライン
- 21) 土木設計業務等共通仕様書

- 22) 道路土工構造物技術基準
- 23) 土木構造物標準設計
- 24) 道路構造令の解説と適用
- 25) 防護柵の設置基準・同解説 ボラードの設置便覧
- 26) 道路土工要綱
- 27) 道路土工構造物技術基準・同解説
- 28) 道路土工一切土工・斜面安定工指針
- 29) 道路土工一盛土工指針
- 30) 道路土工一仮設構造物工指針
- 31) 道路土工一擁壁工指針
- 32) 道路土工一カルバート工指針
- 33) 道路土工一仮設構造物工指針
- 34) 舗装の構造に関する技術基準・同解説
- 35) 舗装設計便覧
- 36) 舗装施工便覧
- 37) 舗装設計施工指針
- 38) 平面交差の計画と設計
- 39) 路面標示マニュアル
- 40) その他関連要綱及び基準

【参考資料】

- 1) 多気地域小学校統合にあたっての基本的方針（令和 5 年 12 月／多気町）
- 2) 多気地域統合小学校建設 基本構想（令和 7 年 3 月／多気町）
- 3) 多気地域統合小学校建設 基本計画（令和 7 年 3 月／多気町）
- 4) 多気町地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）（令和 7 年 2 月改訂／多気町）
- 5) 多気町地域再生可能エネルギー導入戦略（令和 5 年 10 月／多気町）
- 6) 多気町歯と口腔の健康増進計画（第 3 次）（令和 7 年 3 月／多気町）
- 7) 学校施設のバリアフリー化の加速に向けた取組事例集（令和 4 年 6 月／文部科学省）
- 8) 「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」最終報告（令和 4 年 3 月／文部科学省（学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議／新しい時代の学校施設検討部会（全 10 回））
- 9) 避難所となる学校施設の防災機能に関する事例集（令和 2 年 3 月／文部科学省）
- 10) 効率的かつ効果的な学校施設の整備に関する事例集（平成 31 年 2 月／文部科学省）

- 11) 学習環境の向上に資する学校施設の複合化の在り方について～学びの場を拠点とした地域の振興と再生を目指して～（平成 27 年 11 月／学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議）
- 12) 新たな学校施設づくりのアイデア集～充実した教育活動と豊かな学校生活のために～（平成 22 年 1 月／文部科学省）

第6節 諸条件

1. 立地条件

本施設が立地する事業用地の立地条件は、以下のとおりである。

項目		内容	
所在地		三重県多気郡多気町相可	
敷地面積		40,000 m ²	
地域地区等		<ul style="list-style-type: none"> ・ 区域区分非設定区域（非線引き） ・ 特定用途制限地域（天啓公園周辺地区） ・ 風致地区 	
非 設定 区域	建ぺい率	60%	
	容積率	200%	
	防火地域	防火地域・準防火地域指定なし、建築基準法第 22 条区域内	
	高度地区	指定なし	
	隣地斜線制限	20m+勾配 1.5	
	道路斜線制限	勾配 1.5	
日影規制		制限を受ける建築物 ⇒ 高さが 10m 以上の建築物が対象 測定水平面 ⇒ 4m 日影時間 敷地境界線からの水平距離が 10m 以内 ⇒ 4 時間 敷地境界線からの水平距離が 10m 超 ⇒ 2.5 時間	
森林法		適用あり	
農地法		適用なし	
農業振興地域の整備に関する法律		適用なし	
接道状況		道路	認定道路の幅員
		北側道路	5.0m（予定）
		西側道路	4.25～6.05m
災害区域等		<ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水想定区域：想定区域外 ・ 土石流：想定区域外 ・ 急傾斜地の崩壊：想定区域外 	
インフラ		【上下水道】 ・ 上水道管は候補地内に通っており、今後、本町にて敷設替えの予定 ・ 下水道管は候補地が下水道の流域エリアに該当していないため、今後、本町にて追加敷設の予定 【ガス】 ・ 候補地周辺は LPG によるガス供給	

2. 敷地条件

本施設が立地する事業用地の敷地条件に関しては、以下に示す資料を参照すること。

- | | |
|--------------|------------------------|
| ① 敷地の現況： | 「資料2 事業用地位置図」 |
| | 「資料3 事業用地現況測量図」 |
| | 「資料4 事業用地接続道路現況図」 |
| ② 敷地の地質及び地盤： | 「資料5 事業用地地盤調査資料（後日公表）」 |
| ③ 設備インフラ： | 「資料6 事業用地設備インフラ現況図」 |

3. 運用開始期限

本施設は、令和13年4月から運用開始の予定である。

4. 想定学級数及び児童等の人数

現時点では、令和13年度における新統合小学校の学級数は15クラス、特別支援学級4クラス、児童数は385人（令和7年4月時点の将来推計）を想定している（「資料8 想定児童数及びクラス数」参照）。

第2章 設計関連業務に関する要求水準

第1節 設計関連業務における基本的な考え方

1. 建築計画の考え方

(1) 土地利用計画

- ア 土地利用計画は、「資料7 土地利用計画図（後日公表）」を参考に、計画すること。
- イ 敷地の北側に駐車場、中央に学校施設（校舎棟等）、南側にグラウンドを配置すること。
- ウ 「資料7 土地利用計画図（後日公表）」の造成計画（盛土、切土範囲）を参考に、学校施設（校舎棟等）は極力、盛土範囲への配置を避けること。
- エ 本事業において整備される施設により、近隣への電波障害を発生させない規模及び配置とすることが望ましいが、電波障害等が発生した場合、適切な処置を行うこと
- オ 地下階は原則計画しない。

(2) 配置計画

1) 校門（正門・通用門）

- ア 正門は、歩行者及び車両がアクセスしやすい敷地西側に配置すること。
- イ 敷地西側の正門以外に、敷地周囲から施設にアクセスするための通用門を配置すること。
- ウ 「資料7 土地利用計画図（後日公表）」を参考に、敷地北西からの通学路（歩行者動線）を計画し、正門へ接続させること。

2) 校舎棟

- ア 敷地東側に配置すること。ただし、「資料7 土地利用計画図（後日公表）」を参考に、造成計画の盛土等に配慮した計画とすること。
- イ 屋内運動場、グラウンド及び駐車場と行き来しやすさに配慮して計画すること。車椅子等の移動にも配慮した計画とすること。
- ウ 豪雨時等に雨水の侵入防止に配慮し、グラウンド及び駐車場等の地盤高さを考慮した計画すること
- エ 学習環境の向上を図るため、普通教室の自然採光や通風に配慮すること。

3) 大屋根

- ア 校舎棟の昇降口及び屋内運動場の出入口に連続した半屋外空間として大屋根（大庇）を配置すること。
- イ 雨に濡れずにスクールバス等の乗降が可能な計画とすること。駐車場との位置関係に配慮すること。
- ウ 登下校時や授業で多目的に活用できるよう、正門やグラウンドとの位置関係に配慮すること。

4) 屋内運動場

- ア 校舎棟から行き来しやすい配置とすること。
- イ 地域開放や災害時の避難所機能に配慮し、正門及び駐車場からアクセスしやすい配置とすること。
- ウ 校舎棟や普通教室等への自然採光や通風に影響がない配置とすること。

5) グラウンド

- ア グラウンドは、面積や日照の確保に最大限配慮して配置すること。
- イ 熱中症対策等に考慮して、日除け屋根、東屋を配置すること。

6) 駐車場

- ア 地域開放時のセキュリティに配慮し、校舎棟の北側に学校関係者及び地域住民が利用する駐車場、駐輪場を配置すること。
- イ スクールバスが8台以上、駐車待機できるスペースを確保すること。
- ウ スクールバス用のバスロータリーについては、児童の安全性、利便性を考慮した計画とし、大屋根の下に乗降スペースを確保すること。
- エ 学校行事等で必要な保護者用の駐車スペースは 250 台以上を確保すること。

7) 給食センター（将来対応）

- ア 将来的に延床面積約 1800 m²の給食センター（1000 食程度）を敷地の北側に配置できるよう施設配置計画にて留意すること。

(3) 動線計画

1) 外部動線

① 歩行者動線

- ア 正門（敷地西側）から施設に至る経路には歩道を設け、車両動線と分離すること。

- イ 通用門から施設に至る経路は階段とし、踊り場の確保や手すりの設置等、安全性に配慮した計画とすること。
- ウ 校舎棟と屋内運動場は雨に濡れずに移動できる動線を確保すること。
- エ 昇降口とグラウンドの間は、車椅子の移動等に配慮した計画とすること。
- オ 規模及び利用形態を勘案して、教育活動を効率的かつ効果的に行うことができ、かつ、緊急時の避難がスムーズに行えるよう、適切に配置及び動線を計画すること。なお、屋内施設は全て上履き利用とする。
- カ 敷地入口から各フロア・諸室までのバリアフリー動線を確保すること。

② 車両動線

- ア 歩行者動線との分離を徹底し、駐車場及び施設に至る車両動線を確保すること。
- イ スクールバス等の大型車両の通行に配慮した車両動線計画とすること。
- ウ 給食運搬車の駐車スペースを確保し、円滑な搬出入が可能となる計画とすること。
- エ 将来的な給食センター設置の可能性を考慮し、敷地北側で給食運搬車の動線を確保しやすい計画とすること。

2) 内部動線

- ア 校舎棟の各教室から、特別教室、屋内運動場等の共用スペースへ移動する際に、他学年の教室前を通過せずに移動できる動線を確保すること。
- イ 集会等、全校での移動を考慮し、安全に移動できる廊下・階段等の幅、移動経路とすること。
- ウ 車椅子移動や給食の配膳に配慮してエレベーターを設置すること。
- エ 地域開放時のセキュリティに配慮して管理区画を形成しやすい動線とすること。

(4) セキュリティ計画

- ア 周囲及び敷地内において、死角が少なく見通しが良い計画となるよう、各施設（校舎棟、屋内運動場、駐車場、バス乗降スペース、門等）を配置すること。
- イ 敷地外周部の囲障は高さ 1,800mm 以上のメッシュフェンス等で視認性を確保すること。
- ウ 地域住民にとって利用しやすく、運営上も防犯面の管理がしやすいよう、地域開放部分と非開放部分のそれぞれの領域を明確化した施設配置及びゾ

ーニングとすること。なお、地域住民が利用する諸室は「資料 10 必要諸室リスト及び電気・機械要求性能表（後日公表）」に示すとおりである。

- エ 防犯上、入退管理及び侵入監視が行えるインターホンや防犯カメラ、監視モニター（長時間録画機能付）等の防犯設備を設置すること。防犯カメラは、建物出入口（昇降口・玄関、職員・来客用玄関、職員室・保健室の出入口、1 階配膳室、地域開放専用玄関、屋内運動場用玄関など）、校門、外階段等、敷地・建物の出入が可能な箇所には設置するものとし、その他の箇所は提案によるものとする。

(5) 仕上計画

1) 共通

- ア 本施設は、教育施設としてふさわしく、かつ町の特色を取り入れた外観及び内観とし、華美なデザインとせず周辺環境との調和を図るとともに、清掃しやすく維持管理しやすい仕上げ計画とすること。
- イ 仕上げ材については、「学校環境衛生基準」に基づいて、健康等に十分配慮し、ホルムアルデヒドや揮発性有機化合物等の化学物質の削減に努めるとともに、施工時における環境汚染防止に配慮すること。なお、有害な有機化学物質を吸着するような自然素材を使う等、シックスクール対策を十分考慮した製品を選定し、JIS 及び JAS の F☆☆☆☆を基本とすること。仕上方法等の選定に当たっては、「建築設計基準」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）に記載されている項目の範囲と同等以上であることを原則とする。
- ウ 仕上げ材については、各諸室の用途及び利用頻度、並びに各部位の特性を把握した上で適切な組合せを選択し、長寿命かつ信頼性の高い材の使用に努めること。また、危険な凹凸を避ける等、怪我をしない材を使用し、経年劣化による剥落等を生じさせないように努めること。特に身体の不自由な利用者等への安全性に配慮すること。
- エ ライフサイクルコストの低減に配慮し、交換に係る費用が高価なものは、可能な限り避けること。
- オ 外気・風雨に接する部位では、原則、木材を使用しないこと。使用する場合は、腐食防止等の対策を施しメンテナンス性を高めること。
- カ 外壁や屋根スラブコンクリート内に結露の原因となる打込み配管を行わないこと。

- キ 柱内に断面欠損となる打込み配管を行わずに済むように、LGS 等で柱を付加するなどして、配管を通す空間を確保したり、スイッチ BOX を埋込む空間を確保したりすること。
- ク 窓、ドア、扉等の建具については、児童等の安全性に配慮するほか、風対策にも配慮すること。

2) 外装

- ア 外装については、使用材料、断熱、漏水防止、結露防止方法等を十分検討し、建物の長寿命化に寄与するよう計画すること。
- イ 屋根及び外装には、交換頻度や交換費用を考慮し、耐候性のある材料を使用すること。
- ウ 大雨や台風等による風水害、積雪や凍結等による雪害に耐えうる構造とし、変形・破損等に伴う漏水が発生しないよう留意すること。
- エ 保温ラッキング配管上を通行できるよう、ブリッジ等を設置すること。
- オ 雨水排水及び漏水対策を考慮して、勾配屋根を基本とすること。
- カ 漏水を防ぐため、屋根について十分な防水を講じること。建物内に漏水が発生しないよう、パラペットの立ち上がりを高くする、あるいはパラペット周囲から浸入を防ぐような屋根の重なりとするなど、建物全体の形状を計画すること。
- キ 屋根材の重なり部分は、上面（空）に向けてシールで処理しないこと。また、シールが切れたことにより、ただちに漏水が発生しないよう、屋根全体の形状を計画すること。
- ク 結露を防ぐため、外壁、屋根等を必要に応じて断熱化するなど、十分な対策を講じること。また、ピロティ等の外気に面する空間の直上の床等についても、断熱化するなど考慮すること。
- ケ 外壁面は、割れ・落下の危険性やメンテナンス費用を考慮し、磁器質タイルの使用を避けること。
- コ 雨樋は、軒天及び建物内部への漏水を防止するため、建物外部を通すこと。
- サ 児童が屋外へ出る戸は、安全面を考慮し両引き戸を基本とすること。
- シ 屋外への出入口には、庇を設けること。
- ス 窓は、清掃や交換等に配慮し、外部足場が必要となるフィックス窓を避け、開閉式の窓を基本とすること。また、建物外周部の窓は、ペアガラスを採用するものとし、十分な断熱に配慮すること。
- セ すべての諸室の窓には、窓開放時に鳥類や昆虫類等が侵入しないよう、網戸を設置すること。

- ソ 高所への窓の設置は可能な限り避けることとし、設置する場合は、清掃のためのキャットウォーク等を配置すること。
- タ 外壁カーテンウォール等を設ける場合は、窓ガラスの清掃方法や窓開閉装置の耐久性を十分に考慮して計画すること。
- チ 鳥類、小動物、昆虫類等の半屋外スペースの軒裏、床下、床デッキ等の下部（ある場合）や配膳室への侵入、高所、換気フード及び排水口等その他の隙間への住み着きを防ぐ構造とすること。

3) 内装

- ア 内部仕上げは、木質系材料の特質である「温かみ、柔らかさ、ぬくもり、癒し効果」等を活かし、潤いと安らぎのある空間として、木材（三重県産材）を取り入れること。ただし、木材の耐久性および経年劣化に十分留意し、ささくれや割れ等により児童が負傷することのないよう、材料選定及び施工方法等において安全性に十分配慮すること。
- イ 本施設の居室には構造躯体表しとはせず、天井材を張ること。
- ウ 町の特色を取り入れた仕上げを期待する。
- エ 壁の仕上げ材は、児童等の蹴破り等に耐えられること。
- オ 消火器等は壁面収納とするなど、壁には突起物がないよう計画すること。
- カ 可動間仕切りは、収納が容易（収納時は壁面に納める等、目立たぬよう工夫）で、たわみやゆるみ等の変形が生じにくく、かつ、防音性や耐久性に配慮すること。
- キ 大きな扉や重い扉は、使い勝手や耐久性の観点から、必要以上の開口寸法としないこと。
- ク 天井高 6.0m 以上の空間には、原則、天井材を張らないこと。また、天井高に関わらず、水平投影面積が 200 m²を超える天井は、「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」（文部科学省）に適合する仕様とすること。
- ケ 清掃性に配慮して、原則、床にはカーペットを使用しないこと。

(6) ユニバーサルデザイン

- ア 施設内は段差等がなく、どこにでも円滑に移動ができ、明確な動線計画とすること。
- イ 教室内に教材・教具等が適切に配置できるスペースを確保すること。また、個別学習や相談等に活用できる多目的室の設置を検討すること。
- ウ 多様な児童や教職員に配慮したバリアフリートイレを設置すること。
- エ 車椅子利用者用の手洗い・流し台を必要に応じて適宜配置すること。

- オ わかりやすいサイン計画（室名表示等）により、利便性に配慮した計画とすること。

(7) サイン計画

- ア サイン計画は、統一性があり空間と調和すること。
- イ サイン全般は、シンプルかつ大きな文字のデザインで、分かりやすさはもとより楽しく親しみのあるデザインとすること。
- ウ 案内サインは、建物内及び敷地内の分かりやすい位置に設置すること。
- エ 室名称のサインは、すべての諸室に設け、分かりやすく表示すること。なお、室名の文言は、設計関連業務段階において本町に確認すること。
- オ トイレ等の室名称のサインでシンボル化した方が望ましいものについては、ピクトグラムとしてもよい。
- カ サイン計画には校章の設置を含むものとする。校章の仕様及び設置箇所については、校舎棟の外壁に金属製の校章を 1 箇所、屋内運動場の一文字幕中央に刺繍の校章を 1 箇所とする。

2. 周辺環境・地球環境への配慮

(1) 地域性・景観性

事業用地周辺との調和を図りつつ、稜線や地形等に配慮し、地域の中心的な存在として親しまれる景観を本事業により創ること。建物は、自然採光や自然換気に配慮し、明るく開放感のある親しみのあるデザインとし、景観性を重視すること。

地域環境への対応としては、周辺の住宅地に近接することを考慮して、視覚的な圧迫感等を和らげ、本施設から周辺住宅へのプライバシーに配慮した計画とすること。

また、施工関連業務中も含めて、周辺への騒音や振動、臭気による影響を最大限抑制する計画とすること。

(2) 環境保全・環境負荷低減

本施設は、多気町地球温暖化対策実行計画に基づき、本町が目指す「ゼロカーボンシティ」の実現に寄与する省エネルギー対策の徹底を図る。

1) 配慮事項

- ア ZEB (Net Zero Energy Building) Oriented クラス以上とすること。
- イ 環境負荷低減を図るため以下の手法について検討し、可能な限り導入を行うこと。
 - ・外皮断熱・日射遮蔽性能を有する外装デザイン。
 - ・自然採光・自然通風・昼光利用。
 - ・外気冷房、ナイトページが可能な空調システム及び太陽熱・太陽光利用などの自然エネルギー利用。
 - ・高効率設備機器（電気設備、空調換気設備等）の導入。
 - ・その他、環境負荷の低減可能な手法及びエネルギー消費の低減可能な手法。

3. 構造計画の考え方

構造計画は、次の適用基準に基づいて計画し、建築基準法によるほか、日本建築学会諸基準、「2025年版建築物の構造関係技術基準解説書」（国土交通省住宅局建築指導課他編集）及び「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）等に準拠すること。なお、これらの基準等を見直しが行われた場合には、最新の基準に準拠すること。

(1) 施設の建築構造体の耐震安全性の分類

本施設の構造体耐震安全性の分類は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」のⅡ類とする。

(2) 施設の建築非構造部材の耐震安全性の分類

本施設の非構造部材の耐震安全性能分類は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」のA類とする。

(3) 建築設備の耐震安全性の分類

設備の耐震対策は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」の乙類とする。

4. 設備計画の考え方

設備計画は、「建築設備計画基準」、「建築設備設計基準」（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）、学校保健安全法に基づく「学校環境衛生基準」、「学校給食衛生管理基準」に準拠し、次の項目を考慮した上で、電気設備、空調換気設備、給排水衛生設備、ガス設備の計画を行うこと。

なお、「資料 10 必要諸室リスト及び電気・機械要求性能表（後日公表）」の設備計画を標準案として事業者の創意工夫ある提案を期待する。

(1) 共通

- ア 更新時及びメンテナンス時の効率性等を考慮した計画とすること。
- イ 省エネルギー、省資源を考慮するとともに、二酸化炭素排出量、ランニングコストを抑えた設備とすること。
- ウ 地球環境及び周辺環境に配慮した計画とし、燃焼時に有害物質を発生しないエコマテリアル電線の採用を積極的に行うこと。
- エ 設備機器の更新、メンテナンス及び電気容量の増加等の可能性を踏まえ、受変電設備、配電盤内に電灯、動力の予備回線を計画すること。
- オ 設備スペースの大きさは、主要機器の設置スペース、付属機器類の設置スペース、保守管理のスペース、機器の搬入・搬出スペース、将来の増築や設備容量の増強のための予備スペース等に留意して計画すること。
- カ 設備類は故障するものとして想定し、故障の際には、本施設の運営への影響が最小限となるよう配慮すること。また、吹抜けや屋内運動場等の高所に設置せざるを得ない機器類は、容易に交換や清掃等の維持管理ができるよう配慮すること。
- キ 各種スイッチやコンセント位置は使い勝手に十分配慮して計画すること。
- ク 資機材、部品等について、特注品の使用をやむを得ない場合に限定し、汎用品を積極的に使用すること。

(2) 電気設備

1) 照明・電灯コンセント設備

- ア 自然採光を積極的に取り入れるなど、照明負荷の削減について、十分配慮した計画とすること。また、昼光を利用した照明制御や、人感センサーでの照明制御などを導入し、省電力化を図ること。
- イ 照明器具は、LED 照明を基本とすること。
- ウ 照明器具は、容易に交換や清掃ができるよう配慮するとともに、入手困難な電球・電池等を使用しないこと。

- エ 照明器具、コンセント等は、児童の事故防止のため設置高さなどに配慮のうえ、各諸室の用途に応じた形式・容量や照度を確保し、配管配線工事及び幹線工事を行うこと。
- オ 重要負荷のコンセントには避雷対策を講じること。また、各諸室のコンセントは前面、背面及び側面に配置すること。
- カ 施設内の廊下等の共用部や屋外にも適切な場所にコンセントを配置すること。
- キ 夜間における教職員の退勤に配慮し、職員室等から各施設の玄関までの動線に適切に照明を設けるとともに、各施設の施錠後に教職員等が駐車場まで向かう動線上のアプローチに照明を設置すること。
- ク 外灯は、ハイブリッド灯等、自動点灯及び時間点灯が可能な方式とすること。
- ケ 屋内運動場は、必要に応じた照度、演色性を得ることができる照明器具とし、電球等の破損による破片の飛散を防止する保護装置の設置や落下防止対策を行うこと。
- コ 家庭科室、理科室、図工室の電源は、専用分電盤を各準備室に設け、それぞれの実習室単位（例えば図工室と図工準備室で一つの単位とする）で電源の管理が行えるよう整備すること。
- サ 職員室で校舎棟内すべての照明設備や空調設備をそれぞれ一括管理できる計画とすること。また、各諸室においても照明の個別管理ができるようにすること。
- シ 屋外コンセントを適切に配置すること。
- ス 電気使用量の見える化を図るため、照明・電灯設備及びコンセント設備の利用率や使用量などをデータ出力できるものとする。

2) 情報通信設備

- ア 事業用地内全域に安定した良好な無線 LAN 環境を整備すること。また、情報通信のネットワーク対象施設（「資料 10 必要諸室リスト及び電気・機械要求性能表（後日公表）」参照）においては、有線 LAN 用の配管配線・情報コンセント（中継 HUB を含む）を設けること。また、各諸室にアクセスポイントを設けて無線 LAN（WiFi ルーターを含む。）が利用できるよう整備すること。
- イ 高速大容量の通信ネットワークを整備し、児童がそれぞれの端末を十分に活用できるよう計画すること。

- ウ 各普通教室外の近接した位置に、端末を保管・充電できる充電保管庫の設置スペースを設けること。ただし、廊下の通行の妨げにならないよう配慮すること。
- エ 無線LANはクラウド型統合管理サービスにより、一元管理ができるものとする。
- オ 町の情報ネットワークに接続可能な複数の情報回線を引き込む配管配線工事を行うこと（将来的なOA拡充にも対応可能なよう整備すること。）。
- カ ネットワーク技術の革新に対応する配線交換が容易な設備を設置すること。
- キ 配線仕様は、入札時点の最新のもので提案すること。

3) 呼出設備

- ア 来客用玄関にカメラ付インターホン等を設置し、職員室にて確認できるよう、必要な設備機器の設置や配管配線工事を行うこと。
- イ エレベーター及びバリアフリートイレに押しボタンを設け、異常があった場合、表示窓の点灯と音等により知らせる設備を設置し、職員室や保健室等に表示盤を設置すること。

4) 電話・施設内放送・テレビ受信設備

- ア 電話（1回線）、施設内放送及びテレビ放送受信設備（CATV放送受信設備を含む）の設置及び配管配線工事を適切に行うこと。また、対象施設（「資料10 必要諸室リスト及び電気・機械要求性能表（後日公表）」参照）において、内線電話設備を設けること。
- イ 施設内放送設備の配線仕様は、消防法上の非常用放送設備に対応できるものとし、松阪地区広域消防組合と協議の上、決定すること。
- ウ 近隣への影響を考慮し、グラウンド、半屋外スペース、駐車場・駐輪場への校内放送は、校舎棟内の放送と区別できる仕組みとすること。
- エ 施設内放送設備は、職員室及び放送室から校舎棟内、屋内運動場及びグラウンドに放送可能な設備とすること。なお、放送室はグラウンドに面して設け、放送室から屋外の様子を見ながら放送できるようにすること。
- オ グラウンドには、レピーター盤を設置するなど、各種イベントに対応可能な設備を整備すること。
- カ 職員室にプログラムタイマーを設置し、チャイムと連動させること。なお、プログラムタイマーの時刻は、各諸室に設置する電波時計の時刻表示に合うよう計画すること。

5) 受変電設備

- ア 受変電設備をメンテナンスしやすいように配慮して設置すること。
- イ 分電盤においては、電子機器等への被害防止のため、落雷対策を講ずること。
- ウ 職員室には使用電力量（一般照明、空気調和設備等による使用電力を含む。）を簡易に確認できるような設備を設置すること。

6) 警備設備

- ア 警備システムは、機械警備を基本とし、敷地の出入り口（正門及びその他の出入り口箇所）、建物（校舎棟、屋内運動場）の出入り口及び1階の開口部にセンサーを設置すること。
- イ 監視カメラや監視モニター（長時間録画機能付）を設置すること。
- ウ 警備システムの詳細な内容及び設置場所については、本町と協議の上、設計内容に反映すること。
- エ 平日の昼間は外来者の出入りを制限することができる計画とすること。
- オ 緊急事態時において、各諸室から職員室等に即座に連絡がとれるよう通信システムを構築すること。特に、火災発生時には、発報施設から、自動的にすべての諸室に緊急放送が流れる設備（非常用放送設備）を整備すること。
- カ 地域の防災拠点として活用できるよう提案すること。

7) 太陽光発電設備

- ア 太陽光発電設備を設置すること。なお、発電した電力は自家消費するものとし、売電を行うことは想定していない。
- イ 太陽光発電設備は事業用地内の法面に設置することとし、本施設の屋根、外壁、庇等を含む建築物への設置は不可とする。
- ウ 太陽光発電設備は、余剰電力を蓄電し、停電等発生時においても稼働可能となるよう、原則、自立運転機能などの防災機能を付加すること。必要設備が使用できるよう蓄電池を設置すること。その他、必要に応じて逆流防止設備を設置した系統連携機能を備えること。
- エ 近隣住民への光害とならないよう配慮すること。
- オ 発電量や気温、日射量などの気象条件を表示する「見える化モニター」の設置等、児童の環境への興味、関心を高め、環境教育に寄与するような、事業者の創意工夫ある提案を期待する。

8) 非常用電源設備

- ア 災害時等における停電に備えるため、停電時に稼働できる自立運転機能付きの非常用自家発電設備を導入すること。非常用自家発電設備の電力供給範囲は、本町と協議の上、対象となる諸室を計画し、必要な電源の確保及び照明設備の点灯、空調設備の稼働を可能とすること。なお、非常用自家発電設備の導入に当たっては、照明の間引き等により、危険物取扱者の配置基準未滿となるよう設置すること。

(3) 空調換気設備

1) 空調設備

- ア 原則として、空調（冷暖房）設備は「資料 10 必要諸室リスト及び電気・機械要求性能表（後日公表）」に示す諸室を対象とする。
- イ 各諸室及び屋内運動場の空調設備は、その用途・目的に応じた空調システムを採用し、適切な室内環境を確保すること。ゾーニングや個別空調の考え方について、最適なシステムを提案すること。特に職員室は、1 系統が故障しても、別系統で空調が維持できるなど、停止期間が無いようにすること。
屋内運動場等の大空間は、自動的に自然換気が図られる等、夏の高温防止対策を講じること。
- ウ 可能な限り、各諸室の静音環境を保つような設備計画に努めること。
- エ 修理、更新に要する費用や時間を低減するため、空調機器は汎用品を選定し、電気ヒートポンプ式エアコンは、修理対応が迅速（1 週間程度）なメーカー及び代理店等を選定すること。
- オ 各諸室のリモコンのほかに全ての空調の電源管理、温度管理、スケジュール設定等が一括管理できるようにすること。また、電気使用量の見える化を図るため利用率や使用量などをデータ出力できるものとし、デマンド管理機能を持たせ、4 段階以上でデマンド制御可能なものとする。

2) 換気設備

- ア 各諸室の用途・目的に応じた換気システムを採用し、シックハウス対応に十分配慮するとともに、夏の高温防止対策を講じること。
- イ 給排気口は、粉塵・害虫・雨水の侵入を防止する構造とすること。
- ウ 外気を取り込む換気口には、汚染された空気の流入を防ぐため、フィルター等を備えること。なお、当該フィルター等は、洗浄、交換、取り付けが容易に行える構造のものとする。また、カーテン等が干渉しないよう配慮すること。

エ 普通教室及び屋内運動場等は、自然換気を図りつつ、冷暖房設備による夏の高温防止対策に配慮すること。

3) 熱源設備

ア 地球環境やライフサイクルコストに十分配慮したシステムを適切に採用すること。

(4) 給排水衛生設備

1) 共通

ア メンテナンス性を考慮し、天井内ではなく PS 等に、器具、機器（特に厨房機器）及び系統ごとにバルブを設けること。また、埋設配管は極力少なくなるように計画すること。

イ 建物導入部や別の構造体同士を跨がる場合には、フレキシブルジョイントを適切に設置するなど、変位吸収を考慮すること。

2) 給水設備

ア 原則として、給水設備は「資料 10 必要諸室リスト及び電気・機械要求性能表（後日公表）」に示す諸室を対象とすること。

イ 校舎棟の給水方式は原則、高置水槽方式とし、重力により給水する方式とすること。ただし、計画に応じて、直結給水方式等、適切な方式を適宜検討すること。

3) 給湯設備

ア 中央給湯方式ではなく、局所給湯方式とすること。

イ 電気温水器を設置する場合は、飲料可能なものとする。

4) 排水設備

ア 汚水及び雑排水は、適切に下水道に接続し、通気管やマンホール等からの臭気により不快を感じないように配慮すること。なお、排水に関しては、自然勾配によることを基本とし、ポンプアップは可能な限り行わないこと。

イ 空調機器や給湯器から発生するドレン排水は、バルコニー等の屋外であっても垂れ流しとせず、直接排水溝又は排水管へ排出されるよう計画すること。

5) 衛生設備等

- ア 衛生設備は、清掃等の維持管理が容易な器具・機器を採用すること。
- イ 衛生設備は、ユニバーサルデザインに十分配慮し、かつ、節水型の器具を採用すること。なお、低学年の児童に対して十分配慮すること。
- ウ 職員・来客用トイレ及びバリアフリートイレは暖房・洗浄機能付き便座とすること。
- エ トイレの衛生対策、特に臭気対策には万全を期すこと。
- オ 手洗い設備の排水が床に流れないように工夫すること。

5. 周辺インフラとの接続

(1) 接続道路

- ア 敷地との接続箇所及び接続方法は、既存の条件に従うこと。

(2) 上下水道

- ア 給水本管及び下水道管との接続計画は、事業者の提案によるが、校舎棟、屋内運動場棟の各施設で別々に管理できるようにすること。

(3) 電力

- ア 引き込み方法等は、事業者にて供給事業者への確認・調整のうえ、提案すること。
- イ 電力監視システムを導入し、デマンド管理を行うこと。

(4) 電話

- ア 引き込み方法等は、事業者の提案による。

(5) 通信

- ア 現況は事業者にて通信事業者を確認すること。
- イ 引込計画については事業者の提案による。

6. 防災計画の考え方

(1) 災害時等の施設安全性の確保

地震等の自然災害発生時や非常時において安全性の高いものとするほか、火災時の避難安全対策や浸水対策、強風対策及び落雷対策に十分留意すること。

地域の避難所として、避難者を受け入れ、一定期間滞在させることを想定し、配置、動線、設備などの計画を行うこと。

特に屋内運動場は、災害発生時における地域の避難所となることから、天井材や照明器具等の落下防止、窓ガラスの破損・飛散防止等の安全対策を施すこと。

(2) 避難所利用を想定した施設計画

地域の拠点となる指定避難所として、避難者を受け入れ、一定期間滞在させることを想定し、各諸室の配置や動線、設備等を計画し、トイレ等を適切に配置すること。また、ライフラインの早期復旧を見据えた計画とすること。

1) 配慮事項

- ア 災害発生時に避難場所となるため、「多気町地域防災計画」に基づき計画すること。
- イ 災害時には、容易かつ安全に避難することができる計画とすること。
- ウ 児童が避難する際に、1階昇降口に過度に児童が集中しないように避難経路及び出入口を分散して確保すること。
- エ グラウンドや屋内運動場は、物資搬入や緊急車両の寄り付きに配慮すること。
- オ 避難誘導のためのサインを適切に設置すること。
- カ 避難のために使用する施設の床面は、避難に際し、つまずき、すべり等を生じないように施工すること。
- キ 避難口に設ける戸は、原則外開きとし、開放した際、廊下、階段等の有効幅員を狭めないような構造とすること。
- ク 建築物内外について災害時の避難動線を確保し利用者の安全を守るとともに、緊急車両の動線や寄り付きにも配慮すること。なお、緊急車両の通行部分における、庇等の高さに注意すること。
- ケ 非常用発電設備、太陽光発電設備は、停電時の避難機能を考慮し、屋内運動場と外灯・誘導灯が3日間72時間稼働するための設置容量とすること。ただし、最終的な設置容量は、施設計画に応じ、設計段階で本町と協議の上、決定する。

(3) 平時の施設安全性の確保

児童等の利用に際し、吹抜けや窓ガラス等からの落下の危険性が予想される箇所には、安全柵（落下防止策等）やネット等を設けて、安全性を確保すること。窓の腰壁については、転落防止のため1,100mm以上とすること。

1階部分やグラウンドに面するガラス窓については、防犯対策や災害対策、衝撃対策に配慮し、飛散防止フィルムを貼る等により、ガラスの衝突安全性を確保すること。

上記の他、吹抜けやバルコニーなど、高所からの児童の転落防止には特に配慮すること。また、特にこれらの箇所の周辺には、死角、登れるような場所、児童が隠れるような場所や入り込んだりできるような隙間を作らないこと。

(4) 保安警備の充実

日中の不審者対策や夜間等における不法侵入を防止する等、本施設の保安管理に留意した計画とすること。

第2節 設計関連業務対象施設に係る要求水準

事業者は、本施設の建築物の構造部、屋根、外壁、内壁、天井、床、階段、建具等の各部位について、利用者等の安全を確保しつつ、外観・景観上、清潔かつ美しい状態を保ち、仕上げ材についても美観を維持するとともに、破損、漏水等がなく、本施設の完全な運用が可能となるように、設計図書に定められた所要の性能及び機能を保つこと。

また、教育内容や教育方法等の変化に伴う什器・備品の変更、学科改編等に対応できる柔軟性のある建築物の構造とする等、施設整備費及び長期にわたる維持管理費を含むライフサイクルコストの低減に向けた各種の工夫を盛り込むこと。

なお、本施設の諸室は、「資料 10 必要諸室リスト及び電気・機械要求性能表（後日公表）」のとおりとし、その諸室面積や諸室数は最低基準とする。また、設置に際して工事を伴う什器・備品等で、かつ本施設と一体化するものは原則として施工関連業務に含めるものとし、「資料 11 施工関連業務に含む什器・備品等リスト（後日公表）」に示したものを基本に、必要な什器・備品を調達・配置すること。什器・備品の角や端部の曲面処理、指はさみ防止、ガラスの飛散防止及び地震時の転倒防止や収納物の飛び出し防止等、安全に十分配慮した対策を施すこと。

(1) 校舎棟

1) 共通

- ア 登下校時や休み時間における移動の動線及びその周囲の環境を十分に考慮した諸室配置とすること。
- イ 普通教室、特別支援教室、特別教室を 1 階に配置する場合は掃出し窓を設置すること。
- ウ 各教室は、自然採光や自然換気に配慮し、明るく開放感のある親しみのある室とすること。また、直射日光による暑さやまぶしさを防ぎ、各教室への雨の吹込み等を抑えることができるよう、庇を設置する等の工夫を施すこと。
- エ 内装には木材を使用するなど、木のぬくもりや柔らかさを感じることをできるようにすること。
- オ 地域の指定避難所としての利用も想定し、ユニバーサルデザイン・バリアフリーに配慮した施設計画とすること。
- カ 普通教室、特別支援教室、特別教室の天井高は、**2.7m** 以上とすること。ただし、天井の維持管理のしやすさにも配慮すること。

- キ 各教室（特別教室を含む）には、コンピューター、スクリーン機能を有する UD 黒板（映写対応黒板）等の情報機器、移動式プロジェクター等の周辺機器を導入し、設備教具の多様化に対応できる ICT 環境を整備すること。
- ク 各教室の内壁には可能な限り掲示スペースを確保すること。ただし、コルクボードによる掲示板は不可とする。
- ケ 内部に吹抜け空間を設ける場合は、室温の不均一さへの対応やランニングコストへの影響、ガラスの破損や児童の転落防止等の安全対策を十分に考慮した計画とすること。
- コ 大階段を設ける場合は、通路としての利用のみならず、集会や児童の活動スペース等としての利用ができること。
- サ 雨・風・砂等の観点から、外部廊下等の採用は不可とする。
- シ 教職員が執務を行う諸室は、良好な執務環境の確保や作業効率の向上を目指し、可能な限り諸室間の動線が短くなるよう計画すること。
- ス 給排水設備を有する室は、漏水等が懸念されることから、職員室の直上には、配置しないこと。
- セ 児童用トイレの手洗い、教室前の手洗い場、特別支援教室内の手洗いをはじめ、児童が使用する設備は、設置場所、使用する学年（年齢）に応じて、低学年でも届かないことが無いように、且つ、高学年でも低すぎないようにすること（高さ・奥行等の寸法、その他の工夫）。

2) 教室

① 普通教室

- ア 1 学級あたり児童数を 35 名とし、児童の一斉授業を含む学習活動が行えるよう、学校家具に関する JIS 改正による机の大型化を考慮した教室を整備すること。
- イ 各学年 3 教室のうち 1 教室には可動間仕切りを設け、2 室に分割して利用できる計画とすること。
- ウ 普通教室には大型モニター（60 インチ以上）を設置し、ゆとりを持った広さ（黒板設置面から前方方向を縦とし、縦方向 8m 以上×横方向 9m 以上）とすること。
- エ 同一学年の普通教室は、原則として同一階、同一区画にまとめて配置すること。
- オ 学習への興味・関心を高めるよう、掲示スペースの設置や、視聴覚機器及び情報機器の活用を踏まえた教室とすること。また、教室内の前面の壁には、1 日の授業予定等を板書する学習予定黒板を設置すること。

- カ 児童の個人用ロッカー（ランドセル、水筒、絵の具セット、習字道具、屋内運動場シューズ、リコーダー、裁縫道具等を入れることができるロッカー）、児童及び教員の道具入れや用具庫等、必要な収納を確保すること。
- キ 児童の生活の場としての教室となるよう、色彩の工夫、収納スペースや家具の形状などに配慮すること。
- ク オープンスペースと連携し、グループ学習や ICT 機器を活用した多様な学習形態に対応できるよう整備すること。
- ケ 普通教室と廊下を一体的に利用できるよう計画し、可変的学習空間として活用できるよう工夫すること。

② 特別支援教室

- ア 特別支援教室は1階に配置すること。
- イ 教室4室をまとめて配置すること。
- ウ 教室には、間仕切りなどによりカームダウンできるスペースを確保すること。
- エ 障がいの特性を考慮し、安全性を十分に確保できる位置に配置すること。
- オ 教室4室のうち2室に2畳程度の畳ベンチを設けること。各室の畳ベンチは1畳分を可動式とすること。
- カ 教室4室のうち1室に可動式のソファを整備すること。
- キ 教室内にホワイトボードを設置すること。
- ク 教室内に着替えスペースや収納スペース、手洗い（教室4室のうち両端の教室に自動水栓を各1口）を設けること。
- ケ 特別支援教室のまとまりと、普通教室への隣接の双方のバランスに配慮して配置すること。
- コ 特別支援多目的室と隣接すること。
- サ 転倒した際の怪我防止に配慮し、柔らかい素材の床材（又は床組み）や各所出隅の緩衝材等を使用すること。
- シ 教材、教具等を保管するための収納スペースを確保すること。
- ス 近接したトイレ内には、バリアフリートイレ（個室）、シャワー、汚物流し（壁付）を設置すること。

③ 特別支援多目的室

- ア 体を動かすスペースとその器具を収納するスペースとすること。
- イ 特別支援教室と隣接すること。

④ 多目的オープンスペース

- ア 多目的利用するオープンスペース（200 m²程度）を1階に配置すること。
- イ オープンスペースは、児童の交流の場、生活の場ともなるスペースとするとともに、給食にも使用できる等、多様な活用が可能となるよう計画すること。また、個別学習、少人数指導に対応できるよう、まとまったスペースを必要に応じてパーティション等で区画して使用できること。
- ウ 多様な活動に適した各種家具等を配置すること。

⑤ 各階オープンスペース

- ア 教室等と連携して利用するオープンスペース（48 m²程度）を各階に配置すること。
- イ オープンスペースは、普通教室と一体的に活用でき、学年単位での児童の学習活動が可能なたまとまったスペースとし、映像投影設備や音響設備、タブレット端末等の ICT に対応した設備を設置すること。
- ウ オープンスペースは、児童の交流の場、生活の場ともなるスペースとするとともに、普通教室と連携して、グループ学習や ICT 機器を活用した多様な学習、体験学習、総合的な学習、学習成果の発表や作品の展示、給食にも使用できる等、多様な活用が可能となるよう計画すること。また、個別学習、少人数指導に対応できるよう、まとまったスペースを必要に応じてパーティション等で区画して使用できること。
- エ 多様な活動に適した各種家具等を配置すること。

3) 特別教室

① 理科室

- ア 理科室は、顕微鏡使用時の自然光確保を考慮した配置とすること。
- イ 理科室には、実験用机や必要となる各種設備を適切に配置すること。また、各机には実験用の直流電源装置及びコンセント、蛇口、シンクを配置すること。
- ウ 理科室及び理科準備室は、収納棚を十分に設置し、棚は外部から内部に収納している物品等が見えるものとし、施錠が可能であること。
- エ 理科室及び理科準備室は、薬剤の利用及び臭気の出る作業を想定し、床面の素材並びに換気に十分配慮した計画とすること。
- オ 理科準備室は、理科室から直接出入り可能とすること。
- カ 隣接する廊下に対して展示できる作品・資料展示スペースを設けること。ただし、廊下の通行の妨げにならないように配慮すること。
- キ バルコニーや校庭などの屋外作業空間と連続することが望ましい。

② 音楽室

- ア 音楽室は、良好な音響環境を備えるとともに、他の教室や近隣に迷惑がかからないよう、高い遮音性を確保すること。
- イ 他の教室や近隣への音や振動の影響に十分配慮し、普通教室からは出来るだけ離れた位置に配置することが望ましい。
- ウ 室内音響に配慮すること。
- エ 音楽室は、クラスの合唱や吹奏楽などの練習や発表に適した形状（黒板設置面から前方方向を縦とし、縦方向より横方向が長い形状）とすること。
- オ 2室のうちの1室は、児童が集まって音楽発表等のできる場として活用できるような広さを確保することが望ましい。
- カ コンセント等は楽器類の移動に配慮して設置すること。
- キ 楽器の演奏場所確保のため、バルコニー等へ直接出て、練習できる計画が望ましい。
- ク 音楽準備室は、使用する楽器類を十分余裕をもって運搬・収納できるよう計画すること。なお、楽器に直接日光が当たらない保管スペースを確保すること。

③ 図工室

- ア 図工室は、絵画や造形、工作など、様々な制作活動が行えるよう整備すること。
- イ 作品の製作に配慮して、汚れにくく清掃しやすい床・壁仕上げとし、学校用としての作品の保管及び展示スペースを十分に確保すること。また、臭気や粉塵の出る作業を想定し、換気に十分配慮した計画とすること。
- ウ 図工準備室は、図工室から直接出入り可能な配置とすること。また、作品棚を設置すること。

④ 家庭科室

- ア 被服台での裁縫と食事等、一体的利用が可能なよう計画すること。また、冷蔵庫・洗濯機置き場についても考慮すること。
- イ 教材等の準備、材料や用具、機器等を収納するスペースを確保すること。
- ウ 衛生や換気に十分配慮した計画とすること。
- エ 災害時に炊出しを想定した配置とすること。
- オ 家庭科準備室は、家庭科室から直接出入り可能な配置とし、作品展示スペースを確保すること。
- カ 隣接する廊下に対して展示できる作品・資料展示スペースを設けること。ただし、廊下の通行の妨げにならないように配慮すること。

キ コンロ及びシンク付きの机を設置すること。

⑤ 図書館

- ア 図書館は、開架閲覧スペース、読書室、書庫の3室で構成すること。開架閲覧スペースは、主に児童の多様な居場所を確保した読書を楽しむスペースとすること。読書室は、主に落ち着いて読書できるスペースとすること。書庫は、図書の保管・管理スペースとすること。
- イ 図書館は、校舎棟の中心に配置すること。いずれの普通教室からも行きやすい位置に配置すること。(設置階は1階でなくてもよい)
- ウ 図書館は、静音環境及び自然採光による照度を確保した配置を基本とし、調べ学習をしやすいよう普通教室や特別教室との位置関係に配慮すること。また、児童が気軽に立ち寄り、リラックスした雰囲気での学習又は交流できるよう工夫すること。
- エ 図書館に設置する書架等の什器・備品は、地震等の揺れによる転倒防止対策に配慮すること。
- オ 書籍等を汚損する可能性の低い場所へ書架を配置すること。また、書籍の日焼け防止に配慮すること。
- カ 図書館は、汚れにくく、埃等がたまりにくい床仕上げとすること。(タイルカーペットは不可)
- キ 図書館前の廊下(共用部)には、可動書架や什器(ベンチ等)の配置及び図書に関する展示ができるスペースを確保すること。
- ク 開架閲覧スペースは、学習の場だけでなく、交流の場や生活の場としても利用できる計画とすること。児童が気軽に立ち寄り、自発的に読書を楽しめるよう、多様な居場所を確保すること。
- ケ 開架閲覧スペースの出入口は、スライディングウォールまたは引戸により、共用部と一体的な利用が可能となるよう計画すること。ただし、開口部の開閉により、一定の静寂性を確保できるよう配慮すること。
- コ 開架閲覧スペースには司書コーナーを設けること。開架閲覧スペースには2万冊以上の図書を配架できる書架を配置すること。壁面以外の書架は高さ1,200mm程度に抑えること。
- サ 開架閲覧スペースは、司書や教職員が児童の様子を見守ることができる見通しの良い空間とすること。
- シ 開架閲覧スペースは、個人学習やグループ学習が可能となるよう、閲覧用の什器(机、椅子、ベンチ等)を分散配置すること。

- ス 開架閲覧スペースには、児童が一人で安心して過ごせる居場所を確保すること。キャレル（個人閲覧ブース）もしくは一人用ブースソファを6席分散配置すること。
- セ 開架閲覧スペース内の司書コーナーには、貸出カウンターを設置すること。司書が滞在し、書籍の修繕等に関する作業が可能なスペースを確保すること。
- ソ 読書室は、読み聞かせや授業で活用できるよう遮音性に配慮すること。また、ガラスパーティション等で開架閲覧スペースからの見通しが確保できるよう配慮すること。
- タ 読書室は、35人（1学級）が図書を閲覧できるスペース（机・椅子を設置）を確保すること。
- チ 読書室は、普通教室と同等に1学級が授業を行えるように電子黒板やホワイトボード等を整備すること。
- ツ 書庫（20㎡程度）は、開架閲覧スペースの司書コーナーに近接した位置に設けること。

⑥ 多目的室（大）

- ア 授業などの活動に多目的に使用できるスペースとすること。

⑦ 多目的（小）

- ア 小規模な相談室等として使用できるスペースとすること。

⑧ 外国語教室

- ア 教室の背面には、高さ2m、幅4m程度の世界地図を設置すること。当該世界地図は、掲示物をマグネットにより固定できるようにするとともに、マーカー等により書き込み及び消去可能な仕上げとすること。
- イ 教室の背面には、作品の掲示・展示に活用できるスペースを確保すること。
- ウ 外国語教室に設置する黒板は、マーカーによる筆記及び消去が可能な「ホワイトボード」仕様を基本とすること。

4) 管理諸室等

① 校長室

- ア 校長室は、職員室に隣接し、来賓の応接スペース、金庫を設置すること。また、来賓のアプローチや職員室、給湯コーナーとの動線に配慮すること。

- イ 廊下から直接出入りできる計画とすること。
- ウ グラウンドや外部からのアプローチ部分などの見通しがよく、校内各所への移動がしやすい位置に配置すること。
- エ 学校の歴史などに関わる各種資料などを保管するための棚を設置すること。

② 職員室等

- ア 職員室は1階に配置すること。
- イ グラウンドとの直接の出入口を1箇所設けること。また、出入口付近には職員用下足入れを設けること。
- ウ 廊下側に面する室内窓を設置しないものとする。
- エ 校庭、校門、送迎バス停留スペース等を見通すことができ、児童等の様子を確認しやすい配置とすること。
- オ 校内各所への移動に便利かつ緊急対応ができるように配置・動線に配慮すること。
- カ 職員室には、校内集中管理ができる総合盤、マイク・スピーカー等の音響設備を設置すること。
- キ 職員室には見やすい位置に鍵置き場を設置すること。
- ク 職員室には消耗品置場、鍵付き書庫、文書保管スペースを設けること。
- ケ 職員室にはサーバ室を設置し、サーバ室には転倒防止対策を行ったサーバーラックの設置スペースを設け、常時冷房を使用する等、適切に機器管理ができること。
- コ 職員室の床は、OAフロアとすること。
- サ 学校で使用する備品等を収納するため、職員室の近くに倉庫を設けること。
- シ 印刷室及び放送室、給湯コーナーを職員室と一体的に計画し、会議室との連携に配慮すること。
- ス 印刷室は、印刷機からの騒音に配慮した計画とすること。また、教職員が教材づくり等を効率的にできるよう十分な作業スペースを確保すること。
- セ 放送室は、教職員だけでなく児童の利用にも便利で、グラウンド等を見渡せる位置に整備すること。
- ソ 放送室は、防音に配慮するとともに、放送室から各教室に映像を流すことができる設備を設けること。
- タ 学年単位でミーティングできるスペース（6人程度）を複数設けること。

③ 更衣室

- ア 職員用に男女別の更衣室を設置すること。
- イ 廊下側に面する室内窓を設置しないものとする。

ウ 教職員が効率よく執務に取り組めるよう、職員室に近い場所に設置すること。

④ 休憩室

- ア 職員用に男女別の休憩室を設置すること。
- イ 更衣室に近接して配置すること。
- ウ 教職員が体調不良時には身体を休めることができるよう、プライバシーに配慮した計画とすること。
- エ 妊産婦の職員にも配慮した計画とすること。
- オ 休憩室には3畳程度の畳張りスペースを設けること。
- カ 各室に自動水栓を1口ずつ設けること。

⑤ 教師コーナー

- ア 教職員が執務をしながら児童を見守ることができるよう、教材室や普通教室との位置関係を考慮して各階の共用部に教師コーナーを整備すること。
- イ 教師コーナーは、オープンな設えとすること。
- ウ 教師コーナーには、複合機を設置すること。

⑥ 保健室

- ア 保健室は、静かで、良好な日照、採光、通風などの環境を確保でき、児童が利用しやすい位置に配置すること。
- イ 保健室は、1階に配置し、急な怪我人や病人が発生した際に救急車の搬送などの緊急対応ができるよう、緊急車両が横付けできる位置に配置すること。
- ウ グラウンドへ直接出入りできるように配慮すること。
- エ 相談室と連携可能な配置とすること。
- オ グラウンドとの直接の出入口を1箇所、建物内との出入口を2箇所以上に設けること。
- カ 保健室に近接してバリアフリースイレを配置すること。
- キ 収納式ベッド（車輪付）3セット、収納庫・物入れ（布団収納等）、流し台、洗濯機パン、汚物流し（水を貯めながら汚れ物を洗える大きさ）、足洗い場（グラウンド側出入り口付近）を設置し、洗濯物や布団干し場についても考慮すること。また、出入り口は収納式ベッドが容易に出入りできる大きさとする。
- ク ベッドを設置するスペースはカーテンで仕切ること。

- ケ 身長計等の備品を収納することができる収納庫（6 m²程度）を設け、薬剤や機密文書を保管する施設可能な保管庫を設置すること。また、保健室前の廊下には、担架及び担架収納庫を設置すること。
- コ 嘔吐物の消毒等を想定し、床面の素材並びに換気に十分配慮した計画とすること。
- サ 保健室登校の児童の出入りに配慮した配置とすること。
- シ 保健室内にシャワールーム、脱衣スペースを設けること。
- ス カーテン等によりゆるやかに仕切られた学習スペースを確保すること。
- セ 児童がカームダウンできる空間を確保すること。
- ソ 検診時の児童の待機に配慮した計画とすること。

⑦ 支援員室

- ア 支援員*（約 18～20 人を想定）が十分に入り、教材作成のほか、支援の仕方や児童の様子の話などが意見交換できる場として整備すること。
- イ 支援員室は、職員室の近くに配置すること。
- ウ 書庫及び収納棚を配置すること。

※支援員 … 特別な支援が必要な児童に対し、学校における日常生活や学習活動上のサポートを行う職員

⑧ 教材室

- ア 教材室は、普通教室に近接して 2 学年に 1 室以上配置すること。
- イ 教材、教具やイベント等で使用する備品等の収納スペースを確保すること。
- ウ 換気に十分配慮するとともに、棚等を適宜設置し、物品の出し入れが容易なよう計画すること。

⑨ 会議室

- ア 教職員や外部関係者との打合せとして利用できる小会議室（48 m²程度）を 1 室設け、職員室に近接して配置すること。
- イ 教職員間のミーティングや情報交換の場、異学年交流や地域交流の場としても活用できる多目的会議室（96 m²程度）を 1 室設けること。また、防犯上、管理しやすい位置に配置すること。
- ウ 多目的会議室は 2 室に区画して利用できるよう、可動間仕切り等を設けること。

- エ スクリーンやプロジェクター、音響設備等を整備し、これらを効果的に活用できるよう計画すること。また、遠隔授業や会議等の活用を想定して計画すること。

⑩ 相談室

- ア 相談室は、児童のカームダウンの場や面談等の場とするため、保健室に近い場所など児童が速やかに出入室できるよう分散して配置し、落ち着いた空間として計画すること。
- イ 1階に配置する相談室は、保護者が外部から直接出入りできる計画とすること。
- ウ 児童からの視線対策に配慮すること。

⑪ 放送室

- ア 騒音・遮音対策を講じること。
- イ 校庭への見通しが容易な配置とすること。

⑫ 印刷室、給湯コーナー

- ア 職員室との動線に配慮すること。
- イ 印刷室には機器設置スペース・作業スペース・用紙等の保管スペースを確保すること。

5) 共用部・その他

① 昇降口・玄関

- ア 児童用の昇降口（両引き戸）は職員・来客用玄関と別に配置し、来客者の利用とセキュリティに配慮して動線を計画すること。
- イ 児童は昇降口で外履きから内履きに履きかえるものとし、昇降口に、学年別に区分けした下足入れ及び傘立てを設置すること。
- ウ 昇降口は、全校児童が安全かつ円滑に出入りできるよう、校門やグラウンドとの動線に配慮した配置とすること。また、外履きの保管（長靴も含む）、内履きの保管、履替えの効率性や水滴の内部床への飛散、雨や風の吹き込み等に配慮し、適切に計画すること。
- エ 昇降口は、児童の交流を生むスペースであり、学校の顔として登下校が楽しくなるよう計画すること。また、児童数の将来的な増加にも対応できるように計画すること。
- オ 玄関・昇降口はバリアフリーに配慮し、車いすに対応できるようにすること。

② 廊下

- ア 児童や職員の動線として安全性・利便性に配慮するとともに、活発な交流が生まれるよう計画すること。
- イ 什器または家具等を設置することにより、児童の居場所を確保すること。
- ウ 普通教室前の廊下は、オープンスペースと一体化した利用を基本とし、休み時間などにおける児童の交流の場となり、多様な学習活動等に柔軟に対応できるスペースを確保すること。
- エ 廊下は、児童の安全性に配慮した仕上げ等を採用すること。
- オ 普通教室、特別支援教室、特別教室及び職員室に面する廊下には、掲示板やピクチャーレール等、作品等を展示できるよう計画すること。
- カ 廊下は、避難時の安全性に配慮して十分な幅を確保するほか、採光や通風に配慮して計画すること。
- キ 廊下の壁には給食運搬用ワゴン等に対する壁面保護材、柱等には適宜コーナーガード等を設置すること。

③ 階段

- ア 階段の落下防止手すりと歩行や動作を円滑にするための手すりを、目的別に設置すること。落下防止手すりの手すり子の内法間隔は、11cm 以下とすること。歩行や動作を円滑にするための手すりは、階段の両側に 2 段手すりを設置し、全児童、教職員等が利用しやすいようにすること。
- イ 管理上必要な際には屋上へ行けるように、階段は屋上へ通じる計画とすること。ただし、児童の目に触れない配置とするとともに、平常時は、屋上まで児童が立ち入ることができないようにすること。
- ウ 階段は、避難時の安全性に配慮して十分な幅を確保するほか、採光や通風に配慮して計画すること。

④ 職員・来客用玄関

- ア 職員・来客用玄関は引き戸とし、駐車場からアクセスしやすい位置に配置すること。
- イ 職員・来客用玄関は、職員室への動線に配慮するとともに、児童用の昇降口から離して配置することが望ましい。
- ウ 職員及び来客者は、職員・来客用玄関で外履きから内履きに履きかえるものとし、下足入れ及び傘立てを設置すること。
- エ 職員・来客用玄関に隣接して、郵便受けを設置すること。

⑤ 職員・来客用トイレ

- ア 職員・来客用トイレは、職員室に近接して男女別に設置すること。
- イ 職員・来客用トイレ（女性用）には、個室を6室設置すること。
- ウ 職員・来客用トイレは、衛生上、配膳室から直線距離で3m以上離すこと。また、配膳室、職員室、電気設備や受水槽等が設置されるスペースの真上には配置しないこと。
- エ 職員・来客用トイレは、明るくて清潔で快適な空間となるよう配慮すること。
- オ 職員・来客用トイレは洋式トイレとし、温水洗浄便座及び暖房便座を採用すること。また、個室からの音漏れ防止に配慮した提案をすること。
- カ 職員・来客用のバリアフリートイレを1箇所設けるものとし、温水洗浄便座及び暖房便座を採用すること。また、オストメイト対応とし、汚物流し（壁付）、鏡、紙巻器、シャワー（シングルレバー混合水栓）、水石鹸入れ等を設けること。
- キ 職員・来客用のバリアフリートイレには、ベビーシート及びベビーチェアを設けること。

⑥ 児童用トイレ

- ア 児童用トイレは、各学年に1箇所ずつ程度男女別に設けること。なお、休み時間に行列ができないことや将来的な児童数の増加も考慮した便器数を確保し、各教室との距離や動線に配慮して計画すること。
- イ トイレは乾式とし、掃除用シンク及び清掃用具置場を設置すること。
- ウ 児童用トイレは、明るくて清潔で快適な空間となるよう照明や色使い等に配慮し、自然光を採り入れ、安らぎの空間となるよう計画すること。
- エ 児童用トイレは洋式トイレとし、暖房便座を採用すること。また、個室からの音漏れ防止に配慮した提案をすること。
- オ 児童用トイレは、臭気が個室を超えてトイレ内に拡散しないよう、個室内で排気できるなど、給排気についても、より快適で清潔な空間となるよう配慮すること。
- カ 児童用トイレの照明は人感センサーによる自動照明とすること。
- キ 児童用トイレの出入り口には、扉を設けないこと。
- ク 手洗いは自動水栓とし、手洗い場も児童数に応じて十分な広さを確保すること。
- ケ バリアフリートイレは、特別支援教室の近辺に1箇所及び全ての児童用トイレに1箇所設けるものとし、温水洗浄便座及び暖房便座を採用すること。

また、オストメイト対応とし、汚物流し（壁付）、鏡、紙巻器、シャワー（シングルレバー混合水栓）、水石鹸入れ等を設けること。

⑦ 手洗い場

- ア 普通教室及び特別支援教室に近接して配置すること。
- イ 将来の児童数に応じた適正な数量の手洗い・洗面・歯磨きスペース（手洗い（自動水栓）・洗面用蛇口、掃除用洗い場1箇所程度）を設け、各諸室からの利用動線に配慮すること。
- ウ 手洗い場は衛生面の観点から水の溜まらない構造とし、流し台、壁及び床は耐水・耐腐食性のある材料を用いること。
- エ 水石鹸入れは備品の容器にて対応し、設備として設けないこと。
- オ 児童やその他の利用者を考慮し、利用しやすい間隔となるよう配置すること。
- カ 歯みがき、フッ化物洗口に対応した計画とすること。

⑧ エレベーター

- ア エレベーターは、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の建築物移動等円滑化誘導基準に準拠し、車いすが利用できる仕様とすること。
- イ エレベーターは、昇降口からアクセスしやすい場所に1基配置し、各諸室に車椅子で移動できる計画とすること。
- ウ エレベーターは、特別支援教室に近接して配置すること。
- エ エレベーターのかご内から職員室及び昇降機保守管理業者に連絡できる装置を設置すること。
- オ エレベーターのかご内には、荷物等の衝突防止用のプロテクターを適切な高さに設置すること。
- カ 円滑な利用と、児童や教職員との衝突防止のため、エレベーターの出入り口の前に適切な面積のたまり空間を整備すること。

⑨ 配膳室

- ア コンテナ等を一時的に保管しておくため、各階に配膳室を設けること。
- イ 1階の配膳室には、外部からコンテナ等を直接搬出入できるよう、給食運搬車（配送車）用のプラットフォーム及び出入口を設けること。出入口は引戸とし、且つ、コンテナが直進して出し入れできる位置に計画するものとし、コンテナ運搬中は前が見え難いため、床面にガイドラインを書く等の対策を行うこと。

- ウ 配膳用の小荷物専用昇降機を設置すること。
- エ 配膳室内には、給食ワゴン等による衝突防止用のプロテクターを適切な高さに設置すること。
- オ 給食の配膳に利用するコンテナサイズは、W1300mm×D850mm×H1700mmを想定するが、設計段階において、本町と協議の上計画すること。
- カ 各階の配膳室は給食ワゴンを1台以上格納できるような大ききとすること。
- キ 1階の配膳室は掲示板、牛乳保冷庫、あえ物用冷蔵庫、パン等のラック、流し台、手洗い、掃除用具入れを設けること。また、牛乳保冷庫、あえ物用冷蔵庫の排水経路を適切に確保すること（室内に開放しないこと）。
- ク 配膳室と廊下との出入口は引き戸（鍵付き）として広い間口を確保すること。児童が給食を取りに来る際に、一方通行で通り抜けできるような動線を確保すること。
- ケ 空調設備、温度・湿度計を設置し、温度・湿度を適切に管理できるようにすること。

⑩ 展示ギャラリー

- ア 閉校となった小学校の記念品等の展示ギャラリーとして整備すること。
- イ 教材や児童の作品等を展示・掲示できるスペースを確保すること。
- ウ 地域や学校の文化や歴史、伝統に関する展示コーナーを設置すること。
- エ ピクチャーレールを設けること。

(2) 屋内運動場

1) 共通

- ア 屋内運動場は、学校体育等のスポーツ活動に対応可能な計画（天井及び壁面に衝突安全性・耐久性を備える等）とすること。なお、屋内運動場の用具等を収納できる十分なスペースを一体的に整備すること。具体的な計画については、「学校屋内運動場の整備指針（（財）日本体育施設協会・学校屋内運動場調査研究委員会 編）」を参照すること。
- イ 屋内運動場は、校舎棟と一体的に整備する、若しくは、児童及び教職員が校舎棟から屋内運動場に円滑な移動ができるように渡り廊下等を設けること。
- ウ 屋内運動場は、授業のほか、スポーツ少年団の活動、町民の社会体育等への開放を想定して整備すること。
- エ 屋内運動場には、夏季や災害時における利用に配慮し、空調を導入すること。

2) アリーナ

- ア 天井高は、コート表面から 10m 以上（障害物があれば床面からその障害物までの高さ）確保すること。また、床材は、適度なクッション性のある材質とすること。
- イ コートは、バスケットボール（ミニバスケットボールコート 2 面設置）ができる器具等（床面のライン含む）を整備し、姿見（収納扉付）を設置すること。
- ウ ステージとアリーナの間に開閉式の防球ネットを設置すること。また、アリーナの中央に開閉式の防球ネットを設置し、2 分割して利用できるようにすること。
- エ 壁や柱、建具、器具（スピーカーや消火器等）等については、緩衝材を設ける等、ボール等の衝突による破損、児童の衝突等による怪我を防止するよう配慮すること。
- オ 照明は、LED 照明とし、ブロックごとに点灯操作できるよう計画すること。また、暗転できるよう設えること。
- カ コンセント（プロジェクター用）を設けること。
- キ 屋内運動場内には、式典用の幕をかけるフック（収納可能なもの）を周囲に設けること。

3) ステージ、ステージ控室、放送室

- ア スタッキングチェア（800 脚程度）の収納スペースをステージ下に設けること。
- イ ステージへ昇降する階段（常設とし、左右から昇降できる形式のもの）を設置すること。
- ウ ステージ照明は適切に設置すること。
- エ ステージには、緞帳、一文字幕、袖幕、スクリーン、 Horizont 幕、照明バトン及び美術バトン等を適宜設置すること。
- オ ステージには、仮設電源盤及びフロアコンセントを設けること。
- カ 放送室は、アリーナやステージが視認できる位置に配置すること。
- キ 音響は、前面壁埋込型スピーカー 2 台と可動式スピーカー、マイクロホン、ワイヤレスマイクロホン、移動用アンプ、マイク、調整卓を屋内運動場の大きさ及び学校運営を想定したときに適正な数量で設け、放送室で操作できること。
- ク 舞台袖に控室及び、雛壇、演台、ピアノを保管できる倉庫を設けること。

4) 器具庫

ア 器具庫は、用具の用途や種類別に整理が可能な構造とすること。また、換気に十分配慮するとともに、棚等を適宜設置し、物品の出し入れが容易なよう計画すること。また、壁や柱に物品が衝突して容易に壊れないよう配慮すること。

5) 屋内運動場用玄関

- ア 地域利用者が円滑に出入りできる位置に屋内運動場用玄関を設けること。
- イ 地域利用者を含めた学校関係者以外が屋内運動場を利用する場合は、校舎棟内へ侵入できないように管理区分を明確にすること。
- ウ 地域利用者は、屋内運動場用玄関で外履きから内履きに履きかえるものとし、下足入れ（60 足程度）及び傘立てを設置すること。
- エ 児童用の下足入れ（400 足程度）を設置すること。

6) 地域交流室

- ア 地域交流室は、保護者や地域住民、児童、教職員が気軽に交流でき、飲食や休息のできるスペースとして、地域利用者が利用しやすいように配置すること。
- イ 地域交流室は、地域住民や企業、団体などが講習や講演等の学習支援活動、踊りや演奏などの実演ができる場として整備すること。また、講習等で使用できるよう、スクリーンを設置すること。
- ウ 地域交流室は、CS 事務室とともに独立して使用できるように動線に配慮するとともに、地域開放専用の玄関に隣接して配置すること。

7) トイレ・授乳室

- ア CS 事務室及び地域交流室に近接して男女別に設置すること。
- イ トイレは、明るくて清潔で快適な空間となるよう配慮すること。
- ウ 洋式トイレとし、温水洗浄便座及び暖房便座を採用すること。また、個室内からの音漏れ防止に配慮した提案をすること。
- エ バリアフリートイレを 1 箇所設けるものとし、温水洗浄便座及び暖房便座を採用すること。また、おむつ替え台を設けるとともに、オストメイト対応とし、汚物流し（壁付）、鏡、紙巻器、シャワー（シングルレバー混合水栓）、水石鹸入れ等を設けること。なお、緊急呼び出し設備を設けること。
- オ バリアフリートイレには、ベビーシート及びベビーチェアを設けること。

- カ CS事務室や地域交流室の利用者が使用するための授乳室を設け、ベビーベッド、長椅子、給湯設備及び手洗い（自動水栓）を設置すること。
- キ 地域交流室及び CS 事務室とともに独立して使用できるように動線・セキュリティに配慮すること。

8) CS 事務室

- ア CS事務室は、コミュニティスクールを推進するための事務室として、地域利用者が利用しやすいように配置すること。
- イ 地域利用者が打合せ等を行うため、スクリーン等の必要な設備を設置すること。
- ウ CS事務室は、地域交流室とともに独立して使用できるように動線に配慮するとともに、地域開放専用の玄関に隣接して配置すること。

(3) 屋外施設

1) 大屋根（大庇）

- ア 校舎棟の昇降口及び屋内運動場の出入口に連続した半屋外空間として大屋根（大庇）を設けること。
- イ スクールバスの乗降や待合スペースとして活用できるよう広さ及び高さを確保し、鳥類等の営巣活動等の防止対策を図ること。高さは 4.5m以下とすること。
- ウ 雨天や日射を考慮した屋外学習スペースとして活用できる計画とすること。
- エ 下足エリアとして計画すること。ただし、多目的に活用できる上足エリアを確保する等、利用形態を含めて事業者の創意工夫ある提案を期待する。

2) 日除け屋根

- ア 熱中症対策等に考慮して、グラウンドに面した場所に日除け屋根を設けること。
- イ 1 学年団が集まることのできる広さを確保すること。
- ウ 授業における活用とグラウンド利用の利便性に配慮した位置に配置すること。
- エ 鳥類等の営巣活動等の防止対策を図ること。高さは 4.5m以下とすること。

3) 東屋

- ア 熱中症対策等に考慮して、グラウンドの周囲に東屋を分散配置する計画とすること。

- イ 6名程度が集まることのできる広さを確保すること。
- ウ 授業における活用とグラウンド利用の利便性に配慮した位置に配置すること。

4) 防災備蓄庫

- ア 災害時に用いる食糧、備品、資機材等の物資を保管しておく防災備蓄庫を設置するスペースを確保すること。なお、防災備蓄庫は別事業にて本町が設置する。
- イ 屋内運動場に近接して配置すること。

5) 体育器具庫

- ア グラウンドで利用する体育器具を用具の用途や種類別に整理が可能となる設置すること。
- イ 大型器具の出し入れがしやすいよう扉を設置すること。
- ウ 体育器具が収納された器具庫と分けられた石灰庫を設置すること。
- エ 外壁に屋外用コンセントを設けること。

6) 屋外トイレ

- ア 男女別のトイレを設置すること。
- イ バリアフリートイレを設置すること。
- ウ 運動会や地域開放、地域イベント等での利用に配慮すること。

7) ごみ保管庫

- ア ごみ保管庫は有蓋とし、児童や教職員のごみ出し動線、ごみ収集車両の停車位置や運搬動線に配慮すること。
- イ 分別などリサイクル教育への利用に配慮すること。

(4) グラウンド等

① 共通

- ア 教職員による見通しなどの安全管理、児童のグラウンド等から教室への移動等の動線に配慮し計画すること。なお、グラウンド等のセキュリティ対策として、外部からグラウンド等に容易に立ち入ることができないよう、1800mm以上のフェンスや門扉で囲うこと。
- イ 災害時等において大型車両（大型バスやはしご車等の大型緊急車両等）が正門からグラウンド等に容易に進入できるように計画すること。

- ウ 夜間照明は、災害時の避難所としての十分な照度を確保するとともに、周辺住居への光害にも配慮して適切に配置すること。
- エ 校内放送が可能な音響設備及びスピーカー、国旗掲揚塔（ポール 3 本）を設けること。
- オ グラウンド等に避雷針を設置すること。

② 球技エリア

- ア 球技エリアは、授業のほか、クラブ活動やスポーツ少年団の活動、町民の社会体育等への開放を想定して整備すること。
- イ 球技エリアは、1 周 150m のトラック 1 つ分の広さを確保し、かつ野球、ソフトボール、サッカーができる十分な広さを確保すること。
- ウ ライン引きのため、周回トラックの内外周点、100m 直線コースの起終点、その他野球、サッカーなどの球技等のコートの角点等、主要なポイントのマークを設置する。なお、周回トラックは、150m トラックとし、ポイントのマークを設置すること。
- エ 近接する道路等との位置関係を考慮して、防球ネットを設置すること。
- オ 野球及びソフトボールの利用を想定したバックネットを設けること。

③ 遊戯エリア

- ア 遊戯エリアは、低学年児童の活動スペースとして位置づけ、昇降口に近接した位置とすること。

④ 遊具エリア

- ア 遊具エリアは、球技エリアにおける競技等の妨げとならないよう配慮し、大型遊具等を配置すること。
- イ 遊具エリアには、「資料 9 遊具エリアに設置する遊具リスト（後日公表）」に記載の遊具を配置すること。

⑤ 学習園エリア

- ア 特別支援教室の児童の利用に配慮し、校舎棟に近接して配置すること。
- イ 学習園エリアは、日照に配慮し、球技エリアにおける競技の妨げとならないよう配慮すること。
- ウ 学習園は、「資料 10 必要諸室リスト及び電気・機械要求性能表（後日公表）」に記載の広さを確保すること。
- エ 学習園エリアには、花壇、畑、散水設備及び地流し等の用具洗浄スペース、理科授業で観察学習が出来るようなスペースを適切に計画すること。

⑥ ランニングコース

- ア 1周 500m のランニングコースを計画すること。100m 毎のサインを設ける等、楽しみながら体力向上のための運動が行えるよう配慮すること。
- イ ランニングコースは、グラウンド等の起伏を利用したもので、平坦でなくてよい。

⑦ 築山

- ア グラウンド等で築山を利用した運動や活動が可能となるよう植栽をあわせて計画すること。

(5) 外構

1) 校門

- ア 正門には、施設名を適切な位置に明記すること。また、案内板も設けること。
- イ 校門には門扉等を設置し、施錠可能なように計画すること。
- ウ 防犯カメラを設置ができるよう計画すること。
- エ 遠隔での施錠・解除ができるよう計画すること。

2) 植栽

- ア 敷地内に、四季を感じることでできる樹木等を植栽し、緑豊かな環境を創造すること。なお、中高木は避け、可能な限り維持管理が容易な低木を前提とすること。
- イ 落葉樹を設ける場合は、雨樋のつまり等、維持管理上支障をきたすことのないように計画するとともに、近隣住民等にも十分配慮すること。

3) 駐車場・駐輪場

- ア 駐車場は、円滑かつ安全な出入りが可能な場所に配置し、外灯（自動点灯及び時間点灯が可能なもの）を適切に配置すること。また、緊急時を除き、車両が駐車場からグラウンドに乗り入れできないよう計画すること。
- イ 障がい者等用駐車場（2 台分程度）は建物に最も近い位置に整備すること。
- ウ 駐車場の仕上げは、アスファルト等（一部透水性）で舗装し、車止めを設置すること。また、駐車場内での安全が図られるよう駐車区画、場内歩行者動線に十分配慮するとともに、児童等の飛び出し等による事故を防止するための安全柵や植栽等を設置すること。

- エ 車路は一方通行とすることとし、適切に路面標示を行うこと。
- オ スクールバスの乗降が安全かつ円滑にできるよう、スクールバスの乗降用ロータリーを計画すること。
- カ 昇降口との位置関係に配慮し計画すること。
- キ 駐輪場（屋根・照明付）は、本施設の利用者用に適切な位置に設けること。
- ク グラウンド南側の臨時駐車場用地の整備を本町と協議の上、整備すること。

4) 外周道路

- ア 敷地外周の外周道路については、町にて別発注の敷地造成工事で路盤整備および側溝整備まで完了するが、舗装工事および「資料 15 外周道路整備計画図（後日公表）」に示す舗装後に必要となる各種附帯整備を実施すること。また、本町と工程、現場立会等の協議・調整を行うこと。
- イ 舗装の種別、構成、仕上がりについては、耐久性、平坦性および安全性に配慮したものとすること。

5) その他

- ア 事業用地の雨水排水は、造成設計の雨水排水及び調整池の計画を踏まえ、適切に計画すること。
- イ 建物の周囲は、清掃しやすい構造とし、かつ、雨水による水たまり及び塵埃の発生を防止するため、適切な勾配をとり舗装すること。なお、舗装については、想定される車両荷重（災害時の緊急車両等）に十分耐えうるものとすること。
- ウ 歩道の切り下げや舗装の現況復旧等、道路との取り付けに係る整備に関して、関係機関との協議に基づいて行うこと（敷地外工事含む）。また、雑草等が生息しないよう、コンクリートや防草シート等で表面を覆うこと。
- エ 概ね 30cm 以上の盛土や切土等による土地の物理的形状の変更を行わずに（ただし、事業用地内の塀等の除却は除く）整備すること。
- オ キュービクル、受水槽、ポンプ、給湯器、バルブ等は、第三者に操作されないようにフェンスで覆い、施錠できるようにすること。
- カ 災害時における炊出しに活用できるかまどベンチ等の防災ファニチャーを設置する提案を期待する。
- キ 災害時の非常用トイレとして、敷地内にマンホールトイレを設置すること。
- ク 災害時に使用できる防災井戸の整備を必要に応じて検討すること。
- ケ 災害発生時等において、通信手段の確保のために被災者等が無料で使用可能な特設公衆電話を設置する提案を期待する。

- コ 屋内運動場や CS 事務室等の地域開放諸室に、必要に応じてテンキーパッド、カードリーダー等の認証装置や遠隔操作による開閉装置を設置すること。

第3節 設計関連業務遂行に係る要求水準

1. 業務の対象範囲

設計関連業務は、本施設を対象とし、その設計については、事業者からの提案書類、設計・施工請負契約書、本要求水準書に基づいて、事業者の責任において基本設計及び実施設計を行うものとする。

- ア 事業者は、設計関連業務の内容について本町と協議し、業務の目的を達成すること。
- イ 事業者は、業務の進捗状況に応じ、本町に対して定期的に報告を行うこと。
- ウ 事業者は、設計・施工請負契約締結後、必要に応じて、速やかに電波障害調査を行うこと。
- エ 事業者は、業務に必要な現況測量、地盤調査、土壌調査及び振動測定等を事業者の責任で行い、関係法令に基づいて業務を遂行するものとする。
- オ 事業者は、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、社団法人公共建築協会編集・発行）に準拠し、その他については日本建築学会制定の標準仕様書を基準とし、業務を遂行するものとする。
- カ 事業者は、各種申請等の関係機関との協議内容を本町に報告するとともに、必要に応じて、各種許認可等の書類の写しを本町に提出すること。
- キ 図面、工事費内訳書等の様式、縮尺表現方法、タイトル及び整理方法は、本町の指示を受けること。また、図面は、工事毎に順序よく整理して作成し、各々一連の整理番号を付けること。
- ク 本町が町議会や町民等に向けて設計内容に関する説明を行う場合や国へ交付金の申請を行う場合等、本町の要請に応じて説明用資料を作成し、必要に応じて説明に関する協力を行うこと。
- ケ 本施設の設計時に、ワークショップ等の実施により、町民等の意見聴取を行い、可能な限り本施設の設計に反映すること。なお、町民等の意見聴取のための企画に関する具体的な実施内容は、事業者が提案すること。

2. 業務期間

設計関連業務の期間は、本施設の運用開始日をもとに事業者が計画することとし、具体的な設計期間については事業者の提案に基づき設計・施工請負契約書に定める。事業者は、関係機関と十分協議した上で、事業全体に支障のないよう設計スケジュールを調整し、本業務を円滑に推進するよう設計関連業務期間を設定すること。

3. 設計体制と主任技術者の設置・進捗管理

(1) 設計体制に関する提出書類

事業者は、設計関連業務の主任技術者を配置し、組織体制と合わせて設計着手前に次の書類を提出すること。また、設計の進捗管理については、事業者の責任において実施すること。

- ア 設計業務着手届
- イ 主任技術者届（設計経歴書を添付のこと。）
- ウ 担当技術者・協力技術者届

(2) 主任技術者の要件

主任技術者は、以下に示すアの要件を満たすこと。

- ア 平成23年4月1日から令和8年3月31日までの間に、官公庁が発注した延べ面積5,000㎡以上（増築又は改築の場合は、増築又は改築部分の面積に限る。）の学校校舎の基本設計業務及び実施設計業務を完了した実績を有していること。

4. 設計業務計画書及び設計業務完了届の提出

事業者は、設計着手前に詳細工程表を含む設計業務計画書を作成し、本町に提出して承諾を得ること。なお、設計業務が完了したときは、基本設計及び実施設計それぞれについて設計業務完了届を提出するものとする。

5. 基本設計及び実施設計に係る書類の提出

基本設計終了時及び実施設計終了時に次の書類を提出すること。本町は内容を確認し、その結果（是正箇所がある場合には是正要求も含む。）を通知する。

また、提出図書はすべてのデジタルデータ（CAD データも含む。Jw-cad で使用できること）も提出すること。なお、提出時の体裁等については、別途本町の指示するところによる。

(1) 各種申請業務

建築確認申請等の建築工事に伴う各種手続きを、事業スケジュールに支障がないように実施すること。また、必要に応じて、各種許認可等の書類の写しを本町に提出すること。

(2) 基本設計

ア	意匠設計図（A1 版・A3 縮小版）	: 1 部
イ	構造設計資料	: 1 部
ウ	設備設計資料:	: 1 部
エ	工事費概算書:	: 1 部
オ	要求水準書との整合性の確認結果報告書	: 1 部
カ	事業提案書との整合性の確認結果報告書	: 1 部
キ	その他必要資料	: 一式
ク	上記のすべてのデジタルデータ	: 一式

(3) 実施設計

ア	意匠設計図（A1 版・A3 縮小版）	: 1 部
イ	構造設計図	: 1 部
ウ	設備設計図	: 1 部
エ	法規制チェック図	: 1 部
オ	公立学校施設整備事務ハンドブックに基づく 交付金申請のための面積算定資料	: 1 部
カ	確認済証	: 1 部
キ	外観・内観パース	: 一式
ク	工事費積算内訳書・積算数量調書	: 1 部
ケ	要求水準書との整合性の確認結果報告書	: 1 部
コ	事業提案書との整合性の確認結果報告書	: 1 部
サ	その他必要図書	: 一式

シ	模型 (S : 1/100)	: 一式
ス	上記のすべてのデジタルデータ	: 一式

6. 設計関連業務に係る留意事項

本町は、事業者に対して設計の検討内容について、必要に応じて随時聴取することができるものとし、事業者は、本町から設計内容の説明を求められた場合、誠実に対応すること。また、事業者は、設計関連業務の進捗に応じて本町との打合せ協議を適宜実施すること。なお、事業者は、作成する設計図書及びそれに係る資料並びに本町から提供を受けた関連資料を、当該業務に携わる者以外に漏らしてはならない。

7. 設計変更について

本町は、必要があると認める場合、事業者に対して、工期の変更を伴わず、かつ、事業者の提案を逸脱しない範囲内で、本施設の設計変更を要求することができる。その場合、当該変更により事業者に追加的な費用（設計費用のほか工事費等）が発生したときは、本町が当該費用を負担するものとする。一方、本事業の費用に減少が生じたときには、本事業の請負代金額を減額するものとする。

第3章 施工関連業務及び工事監理関連業務に関する要求水準

第1節 業務の対象範囲

事業者は、実施設計図書、設計・施工請負契約書、本要求水準書、事業者からの提案書類に基づいて、本施設の施工関連業務及び工事監理等を行うこと。

第2節 業務期間

1. 業務期間

令和12年9月30日までに施工関連業務を完了すること。

2. 業務期間の変更

事業者が、不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由により、工期の延長を必要とし、その旨を申し出た場合は、延長期間を含め本町と事業者が協議して決定するものとする。

第3節 業務の内容

1. 基本的な考え方

- ア 設計・施工請負契約書に定められた本施設の施工及び工事監理のために必要となる業務は、設計・施工請負契約書において本町が実施することとしている業務を除き、事業者の責任において実施すること。
- イ 本事業の着手に先立つ近隣住民への説明や調整並びに境界調査は本町が実施するが、事業者も資料作成や説明補助等の支援を行うこと。
- ウ 施工に当たって必要な関係諸官庁との協議に起因する遅延については、事業者がその責めを負うものとする。
- エ 本町が町議会や町民等に向けて施工関連業務の内容に関する説明を行う場合や国へ交付金の申請を行う場合等、本町の要請に応じて説明用資料を作成し、必要に応じて説明に関する協力を行うこと。
- オ 隣接する物件、道路、公共施設等に損傷を与えないよう留意し、工事中に万一発生した損傷等については、事業者を窓口として、必要となる補修及び補償等を、自らの責任と負担において対応すること。
- カ 建設・工事監理業務期間中における本町とのいわゆる現場総合定例会等や打合せ協議（月1回の工事進捗状況報告等）を事業用地内で実施できるよう、現場事務所を原則として事業用地内に設置し、打合せスペースを確保すること。

2. 工事計画策定に当たり留意すべき項目

- ア 関連法令を遵守するとともに、関連要綱や各種基準等を参照して適切な工事計画を策定すること。
- イ 施工関連業務に伴い想定される騒音、振動、悪臭、粉塵、交通渋滞等については、近隣住民の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の対応を講じて影響を最小限に抑えるための工夫を行うこと。
- ウ 近隣住民への対応について、事業者は、本町に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。
- エ 近隣住民等へ工事内容を周知徹底して理解を得て、作業時間の了承を得ること。
- オ 工事車両等の進入路と児童等の登下校路が可能な限り重ならないように留意し、施工時の安全性を確保すること。

3. 実施体制

(1) 工事監理者、担当技術者及び現場代理人の配置

- ア 事業者は、工事監理関連業務について工事監理者を頂点とし、意匠、構造、電気設備、機械設備等の専門別の担当技術者を配置すること。また、施工関連業務は、主体工事である建築工事より主任技術者及び現場代理人を責任者として配置すること。なお、施工関連業務における主任技術者及び現場代理人は兼務可能とする。
- イ 業務実施体制について、業務の開始前に本町の承諾を受けること。工事監理者、主任技術者及び現場代理人を変更した場合も同様とする。また、工事監理者、主任技術者及び現場代理人は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とする。

(2) 工事監理者の要件

工事監理者は、以下に示すアの要件を満たすこと。

- ア 平成 23 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に、官公庁が発注した延べ面積 5,000 m²以上（増築又は改築の場合は、増築又は改築部分の面積に限る。）の学校校舎の工事監理業務を完了した実績を有していること。

(3) 現場代理人の要件

現場代理人は、以下に示すアの要件を満たすこと。

- ア 平成 23 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に、単独又は共同企業体の構成員（いずれも元請）として、官公庁が発注した延べ面積 5,000 m²以上（増築又は改築の場合は、増築又は改築部分の面積に限る。）の公共施設の工事を完了した実績を有していること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、その共同企業体中最大の出資比率で、自社の監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置した場合に限る。

4. 着工前業務

(1) 各種申請業務

建築確認申請等の建築工事に伴う各種手続きを、事業スケジュールに支障がないように実施すること。必要に応じて、各種許認可等の書類の写しを本町に提出すること。

(2) 近隣調査・準備調査等

- ア 施工関連業務の着工に先立ち、近隣住民との調整及び建築準備調査等（周辺家屋影響調査を含む）を十分に行い、近隣住民の理解のもとに、工事の円滑な進行を確保すること。
- イ 施工関連業務による近隣住民等への影響を検討し、問題があれば適切な対策を講じること。また、工事完了後についても施工関連業務による近隣住民等への影響がないか確認すること。
- ウ 近隣住民等への説明等を実施し、工事工程等についての理解を得ること。

(3) 工事監理計画書の提出

事業者は、施工関連業務の着工前に、工事監理主旨書（工事監理のポイント等）、詳細工程表（総合定例打合せ日程や各種検査日程等も明記）を含む工事監理計画書を作成し、次の書類とともに本町に提出して、承諾を得ること。

- ア 工事監理体制届：：1部
- イ 工事監理者届（経歴書を添付）：1部
- ウ 工事監理業務着手届：：1部

(4) 施工計画書の提出

事業者は、施工関連業務の工事着工前に、詳細工程表を含む施工計画書を作成し、次の書類とともに本町に提出して、承諾を得ること。

【着工前の提出書類】

- ア 工事实施体制届：：1部
- イ 工事着工届：：1部
- ウ 主任技術者及び現場代理人届（経歴書を添付）：1部
- エ 承諾願（仮設計画書（必要に応じて））：1部
- オ 承諾願（工事記録写真撮影計画書）：1部
- カ 承諾願（施工計画書）：1部
- キ 承諾願（主要資機材一覧表）：1部

ク 報告書（下請業者一覧表） : 1部

ケ 上記のすべてのデジタルデータ : 一式

※ただし、承諾願は、建設企業が工事監理者に提出し、その承諾を受けた後、工事監理者が本町に提出するものとする。

(5) 起工式の実施

ア 事業者は、本施設の工事に際して、起工式を実施すること。実施時期等の具体的な内容については、本町と調整すること。

5. 施工期間中業務

(1) 施工関連業務

各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画書に従って施工、工事監理を実施すること。事業者は工事現場に工事記録を常に整備すること。工事施工においては、本町に対し、次の事項に留意すること。

- ア 事業者は、工事監理者を通じて工事進捗状況を本町に月 1 回報告するほか、本町から要請があれば施工の事前説明及び事後報告を行うこと。
- イ 事業者は、本町と協議の上、基礎、構造躯体、隠蔽される部分等について、必要に応じて、各種検査・試験及び中間検査を行うこと。なお、検査・試験の項目及び日程については、事前に本町に連絡することとし、各種検査の記録を報告書、写真をもって報告すること。
- ウ 本町は、事業者や建設企業が行う工程会議に立会うことができるとともに、必要に応じて、随時、工事現場での施工状況の確認を行うことができるものとする。
- エ 施工に伴い残土が発生する場合は、その残土を処分場まで運搬し、適切に処分すること。
- オ 児童等が本施設への愛着を持つことができるよう、施工期間中に児童等が参加することのできるイベント等の企画を実施すること。なお、児童等の参加に当たっては、安全への十分な配慮を行うこと。

(2) 什器・備品の調達・設置業務

- ア 設計図書に基づき、「資料 11 施工関連業務に含む什器・備品等リスト（後日公表）」に示す什器・備品の調達・設置及び工事を伴う各種什器・備品の製作及び設置を工事に含めて行うこと。なお、什器・備品については、既存校舎等から什器・備品等を移設する可能性もあるため、「資料 11 施工関連業務に含む什器・備品等リスト（後日公表）」に記載する什器・備品の変更等、適宜本町と調整すること。
- イ 什器・備品の仕様については「資料 11 施工関連業務に含む什器・備品等リスト（後日公表）」を踏まえ、事業者の提案により決定するものとする。什器・備品は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及び揮発性有機化合物が放散しない又は放散量が少ないものを選定するよう配慮すること。なお、リース方式による調達は認めないものとする。
- ウ 什器・備品の設置に際しては、事前に本町とのスケジュール調整を行うこと。

- エ 完成検査後、供用開始までの期間における教職員の什器・備品に関する習熟及び訓練について、本町からの要請に応じて、メーカー等からの指導員の派遣を受けること。
- オ 什器・備品の台帳を作成すること。また、什器・備品の台帳に記載した什器・備品に対して本町への確認後、貼り付けること。（備品シールは、町で準備する）

(3) 工事監理関連業務

- ア 工事監理者は、監理日報、打合せ記録、主な工事内容、工事進捗状況及び器材・施工検査記録等を含んだ工事監理報告書を作成し、工事監理の状況を本町に定期的に（毎月 1 回程度）報告するほか、本町の要請があったときには随時報告を行うこと。
- イ 本町への完成確認報告は、工事監理者が事業者を通じて行うこと。
- ウ 工事監理関連業務内容は、三重県公共工事共通仕様書（令和 6 年 7 月）に基づいて定めるものとし、同仕様書に規定される工事監理業務を行うものとする。

(4) 近隣対策・対応業務

事業者は、近隣住民等に対して、次の事項に留意して工事を実施すること。

- ア 工事中における近隣住民及び利用者等への安全対策については万全を期すこと。
- イ 工事を円滑に推進できるように、必要に応じて、工事の実施状況の説明及び調整を十分に行うこと。
- ウ 近隣住民等からのクレーム、要望等に対し、迅速に判断して対処すること。
- エ 本業務に係る企画、広報、実施については事業者の提案をもとに本町の職員と協議の上で決定するものとし、これに係る費用については、すべて事業者の負担とする。

(5) 電波障害対策業務

- ア 本施設の施工に伴うテレビ電波障害が近隣に発生した場合は、事業者は、工事期間中にテレビ電波障害対策を行うこと。

(6) その他

原則として、工事中に第三者に及ぼした損害については、事業者が責任を負うものとするが、本町が責任を負うべき合理的な理由がある場合にはこの限りではない。

事業者は、工事期間中に、次の書類を、工事の進捗状況に応じて、遅滞なく本町に提出すること。

【施工中の提出書類】

ア	工事工程表	: 1部
イ	工事進捗状況報告書	: 1部
ウ	工事監理報告書	: 1部
エ	承諾願（機器承諾願）	: 1部
オ	承諾願（残土処分計画書）	: 1部
カ	承諾願（産業廃棄物処分計画書）	: 1部
キ	承諾願（再資源利用（促進）計画書）	: 1部
ク	承諾願（主要工事施工計画書）	: 1部
ケ	承諾願（生コン配合計画書）	: 1部
コ	報告書（各種試験結果報告書）	: 1部
サ	報告書（各種出荷証明）	: 1部
シ	報告書（マニフェスト A・B2・D・E 票）	: 1部
ス	その他必要書類	: 1部
セ	上記のすべてのデジタルデータ	: 一式

※ただし、承諾願は、建設企業が工事監理者に提出し、その承諾を受けた後、工事監理者が本町に提出するものとする。

6. 完成時業務

(1) 自主完成検査及び完成検査

自主完成検査及び完成検査は、次の「1)事業者による自主完成検査」及び「2)本町の完成検査」の規定に則して実施する。また、事業者は、本町による完成検査後に、「3)完成図書の提出」に則して必要な書類を本町に提出する。

1) 事業者による自主完成検査

- ア 事業者は、事業者の責任及び費用において、関連する要綱・基準等を踏まえた自主完成検査及び設備機器、器具等の試運転等を実施すること。
- イ 自主完成検査及び設備機器、器具等の試運転の実施については、それらの実施日の14日前までに本町に書面で通知すること。
- ウ 事業者は、本町に対して、自主完成検査及び設備機器、器具等の試運転の結果を、建築基準法第7条第5項に定める検査済証その他の検査結果に関する書類の写しを添えて報告すること。
- エ 事業者は、本町の完成検査までに関連法令及び基準等に基づき、本施設の状態について、健康で衛生的な環境を確認するため、空気環境測定、照度測定及び水質管理等の各測定を実施すること。

2) 本町の完成検査

本町は、事業者による上記の自主完成検査及び設備機器、器具等の試運転の終了後、当該設備機器、器具等について、次の方法により完成検査を実施する。

- ア 本町は、事業者、建設企業及び工事監理者の立会いの下で、完成検査を実施するものとする。
- イ 完成検査は、本町が確認した設計図書との照合により実施するものとする。
- ウ 事業者は、設備機器、器具等の取扱いに関する本町への説明を、前項の試運転とは別に実施すること。なお、各設備機器、器具等の使用方法について操作・運用マニュアルを作成し、本町に提出し、その説明を行うこと。
- エ 事業者は、本町の行う完成検査の結果、是正・改善を求められた場合、速やかにその内容について是正し、再検査を受けること。なお、再検査の手続きは完成検査の手続きと同様とする。
- オ 事業者は、本町による完成検査後、是正・改善事項がない場合には、本町から完成検査の通知を受けるものとする。

3) 完成図書の提出

事業者は、本町による完成検査の通知に必要な完成図書を提出すること。また、これら図書の保管場所を校舎棟内に確保すること。なお、提出時の体裁等については、別途本町の指示するところによる。

なお、完成図については、各諸室の面積が分かるよう、各諸室すべてについて壁芯寸法を記載すること。また、平面詳細図や矩計図は、仕上げや下地の厚さ、断熱材等を記載し、異なる室は、省略しないで記載すること。

【完成時の提出書類】

ア	工事完了届	: 1部
イ	工事記録写真	: 1部
ウ	完成図（建築）	: 一式（製本図 1部）
エ	完成図（電気設備）	: 一式（製本図 1部）
オ	完成図（機械設備）	: 一式（製本図 1部）
カ	完成図（昇降機）	: 一式（製本図 1部）
キ	公立学校施設整備事務ハンドブックに基づく 交付金申請のための面積算定資料	: 一式
ク	化学物質濃度測定結果（6種）	: 1部
ケ	検査済証	: 1部
コ	施工に係る什器・備品リスト	: 1部
サ	什器・備品リスト	: 1部
シ	備品台帳（町指定様式）	: 1部
ス	完成調書	: 1部
セ	完成写真	: 1部
ソ	要求水準書との整合性の確認結果報告書	: 1部
タ	事業提案書との整合性の確認結果報告書	: 1部
チ	パンフレット（A4両面カラー刷）	: 3,000部
ツ	施設案内映像（DVD）	: 一式
テ	その他必要書類	: 一式
ト	上記のすべてのデジタルデータ	: 一式

(2) 完成見学会等の実施

ア 事業者は、本施設の運用開始に際して、設備等の使用説明会の実施や、町が実施する完成見学会に協力すること。